

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	334 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	302 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	121 件
国民年金関係	66 件
厚生年金関係	55 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月
② 平成 4 年 1 月

私は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した都度、自身で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料は実家の父が、申立期間②の保険料は兄が納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。また、申立人は、当該期間当時は療養のため実家に帰省し、保険料は兄に納付してもらっていたと説明しており、当該期間は国民年金加入期間とされており、申立人は、再加入手続きを行い、現年度納付書を受け取っていたと考えられること、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度、国民健康保険と国民年金の加入手続きを行ったとしており、当該期間について当時居住していた区で国民健康保険に加入していたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、当該期間後の平成2年10月から3年3月までの保険料を3年7月1日に納付していることが確認でき、当該納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に居住していた市において申立人が国民健康保険に加入した記録は無いほか、当該期間は国民年金の未加入期間のため、制度上、保険料

を納付することができない期間であることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、大学卒業後、国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの期間については、申立人は、62年9月に婚姻した後、同年12月3日に国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への資格種別変更手続を行い、同年9月まで遡って第3号被保険者資格を取得したため、納付済みの同年9月分の国民年金保険料について、同年12月23日に還付決議が行われ、63年1月29日に還付金が支払われていることがオンライン記録から確認できること、還付金が発生した場合、還付を受けるべき者に納付すべき未納保険料があるときには、還付に代えて還付金をその保険料に充当することとされており、還付決議時点で時効期間が経過していない当該期間の保険料の一部に充当すべきであったにもかかわらず、充当処理が行われていないことからみれば、当該期間の保険料は納付済みであったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和57年4月から60年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、大学卒業時の57年3月に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、約4年後の61年5月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は当該期間の保険料を遡って納付したことはないと説明していること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続をし、家族 3 人分の申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 12 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人は、父親が家族 3 人分の保険料を納付していたと説明しており、父親及び母親は共に国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、オンライン記録から、申立期間直後の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の保険料は、平成 22 年 8 月 10 日に納付済みに記録訂正されたことが確認でき、申立人に係る納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から同年9月まで

私の母は、私が国民年金に加入した当初の4か月間は免除申請を行い、その後は私が結婚するまで継続して国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、20歳到達時の平成9年*月*日に基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間及びその直前の申請免除期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間当時、母親が国民年金の加入手続、保険料の免除申請及び保険料の納付をしてくれたと説明しており、オンライン記録から申立期間直前の平成9年12月から10年3月までの期間の保険料の免除申請が10年1月に行われ、申立期間直後の10年10月から11年3月までの保険料が10年11月に現年度納付されていることが確認できることから、当時母親の国民年金に対する関心は高かったものと考えられ、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいこと、申立人及びその弟の保険料を納付していたとする母親は、昭和51年7月以降60歳に到達するまでの保険料を全て納付していること、弟は、20歳到達月以降の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 51 年 2 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 49 年頃にそれまで納付していなかった 20 歳からの国民年金保険料を遡って納付した。結婚した後は、私又は夫が夫婦二人分の保険料を区役所、金融機関等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 48 年 1 月頃に払い出されており、申立人は 49 年頃に約 10 年分の国民年金保険料を遡って納付したと説明していることから、申立人が 20 歳時の 39 年*月から当該期間直前の 49 年 3 月までの期間の納付済保険料は第 2 回特例納付及び過年度納付で納付したものと考えられ、当該期間の 5 か月分の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人及びその夫がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であること、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫の手帳記号番号は昭和 58 年 1 月頃に払い出され、57 年 4 月から保険料の納付を開始しており、これらの期間の自身の保険料は未納であること、59 年 5 月に作成された年度別納付状況リストにおいてもこれらの期間の保険料は未納であることなど、申立人及びその夫がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年

4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに国民年金保険料を納めるようにとの通知が届いたため、私の国民年金の加入手続をし、申立期間①の保険料を納付してくれ、結婚後の申立期間②の保険料は私自身が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月間と短期間であり、申立人は、当該期間前の昭和 55 年 7 月の婚姻時の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続及び当該期間直後の 56 年 4 月の転居時の住所変更手続を適切に行っており、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和 54 年 7 月に払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能であった 52 年 4 月分まで遡って保険料が納付されているものの、当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付により納付する以外にないが、申立人は、母親から保険料を特例納付したという話は聞いたことがないと説明していること、申立人は、現在所持する年金手帳以

外に別の手帳を所持した記憶は無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から同年 12 月まで
私は、昭和 47 年 6 月頃に国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、申立期間前後を含め昭和 47 年 4 月から平成 2 年 9 月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の妹は当該期間の保険料が納付済みである。

また、申立人及びその妹は、妹の氏名及び国民年金手帳の記号番号が記載された当該期間の保険料に係る領収証書を所持していることから、当該期間の保険料が重複納付されたことが確認できるが、当時、申立人及びその妹は同居しており、妹が昭和 49 年 6 月に当該保険料を重複納付した後、区役所から還付に係る連絡が行われるとともに、社会保険事務所（当時）からは過年度納付書が発行されたものと推察され、申立人は申立期間前後を通じて住所に変更は無く、生活状況に大きな変化も見られない中、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続きを行い、学生であった期間の国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 57 年 4 月からは、私が、付加保険料を含めて保険料を納付していた。申立期間①及び②の定額保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち昭和 61 年 3 月については、申立人は、当該期間直後の同年 4 月以降、第 3 号被保険者期間を除き、付加保険料を含めて国民年金保険料を全て納付している上、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、付加保険料の納付申出を 61 年 3 月 31 日に行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②の定額保険料並びに申立期間②及び申立期間③のうち昭和 59 年 4 月から 61 年 2 月までの付加保険料については、申立人の母親及び申立人が当該期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立期間①の保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、申立期間①当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①及び申立期間②の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、上記のとおり、付加保険料の納付申出が 61 年 3 月 31 日であることから、同年 2 月以前は付加保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①については、申立人の二人の姉は、学生の期間はいずれも国民年金に未加入であるなど、母親及び申立人が申立期間①及び②の定額保険料並びに申立期間②及び申立期間③のうち59年4月から61年2月までの付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年3月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月から同年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳の頃に私の国民年金の加入手続きを行い、学生時代の国民年金保険料を納付してくれていた。平成 10 年 3 月に卒業した後は、主に私自身が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、当該期間前後の保険料を含め 20 歳到達時から平成 16 年 7 月に厚生年金保険に加入するまでの保険料を全て納付している。

また、申立人が、申立期間直前の平成 12 年 10 月から同年 12 月までの保険料を納付した同年 12 月時点及び申立期間直後の平成 13 年度分の保険料を前納した平成 13 年 4 月時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月から 54 年 12 月まで
私の父は、私と妹の国民年金の加入手続をした際、区役所の職員から 10 年分遡って国民年金保険料を納付できるとの説明を受けたので、そのとおりに保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 12 月時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人の父親が保険料を一緒に納付していたとする妹は、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されており、当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 44 年 12 月から 54 年 9 月までの期間については、父親が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。また、上記払出時点は特例納付の実施期間ではなく、当該払出時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、父親が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和56年5月から57年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から57年3月まで

私は、昭和56年5月にA市役所のB出張所で国民年金の任意加入手続を行い、窓口で申立期間の最初の国民年金保険料を現金で納付し、以後の期間の保険料は送られてきた納付書により同出張所で定期的に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳によれば、申立人は、昭和56年5月16日に国民年金に任意加入の手続を行っていることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、「加入手続の際に、窓口で申立期間の最初の国民年金保険料を納付した。」と述べており、A市は、「加入手続時に申出があれば、その場で保険料を納付することは可能である。」と回答していることから、申立人の申立内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が最初に納付したとする保険料の納付金額及びその後に定期的に納付したとする保険料の納付金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立期間は11か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金に加入している期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 55 年 2 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間前後の保険料を納付しているのに、3 か月だけ納付しないことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は申立期間を除き昭和 55 年 2 月以降、現在までの保険料を全て納付している。

また、申立人は、納付書を使用して郵便局で保険料を納付していたと説明しており、その内容は申立期間当時に申立人が居住していた市の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月及び同年5月

私は、区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を定期的に納付してきた。昭和 54 年の確定申告書には1年分の保険料が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、担当税務署の收受印がある申立期間を含む昭和 54 年分の確定申告書（控）を所持しており、当該申告書（控）に記載されている国民年金保険料の金額は昭和54年度分の保険料額と一致している。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人は、昭和40年4月以降60歳に到達するまでの保険料は納付済みである。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年4月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、20 歳になってすぐに国民年金の加入手続きを行い、金融機関の集金で国民年金保険料を納めていた。結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を金融機関の集金や口座振替で納めていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人が当該期間の保険料を口座振替により納付する方式を利用していたことが当該期間当時に居住していた市の国民年金口座振替対象者一覧表で確認でき、当該市では口座振替で保険料を収納できなかった場合には納付書を送付していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間に係る保険料の納付金額、納付頻度に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 5 月頃は第 2 回特例納付の実施期間中であり、当該期間の保険料は特例納付及び過年度納付により納付することが可能であったが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しており、申立人は当該期間当時に上記以外の年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間③については、申立人は、当該期間に係る保険料の納付金額に関する記憶が曖昧であ

るほか、この期間当時に申立人が居住していたとする市が作成した国民年金保険料検認状況一覧表には、申立人が当該期間は「市外転出」したことが記載されていることから、申立人が当該市において保険料を現年度納付することは困難であり、当該期間の保険料を転出先で過年度納付することは可能であったものの、申立人は転居後に保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年3月まで
私の母は、私が大学生当時に私の国民年金の加入手続きを行い、大学を卒業するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年8月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間直前の9年4月から同年11月までの保険料は現年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 10460 (事案 4124 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から45年3月まで

私は、国民年金に加入する際に申立期間の国民年金保険料を遡って納付しないと年金受給資格期間を満たさないと説明され、保険料を遡って納付したことを思い出した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

思い出した事項を踏まえ再度審議していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付金額、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年2月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、国民年金の加入手続を行った際に申立期間の保険料を遡って納付しないと年金受給資格期間を満たさないと説明を受け、保険料を遡って納付したと説明したことを思い出したので、これを踏まえ再度審議してもらいたいと主張しており、その主張を踏まえその周辺事情を確認した結果、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年2月に払い出されていることが当時申立人が居住していた市の国民年金受付処理簿から確認でき、当該払出時点で申立人が60歳に到達するまで保険料を納付することが可能な納付月数は280か月であり、受給資格期間25年(300か月)を満たすためには、遡って申立期間の保険料を納付することが必要であったこと、当該払出時点は第1回特例納付実施期間であり、申立期間の保険料は特例納付及び過年度納付することが可能な期

間であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月まで

私の兄は、国民年金制度発足時に、私の国民年金の加入手続をしてくれ、二人分の国民年金保険料を農業協同組合で一緒に納付してくれていた。兄の保険料は全て納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 1 月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は 35 年 12 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

また、手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人の保険料を納付していたとする申立人の兄は、国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの保険料を完納している。

さらに、申立人と申立人の兄は申立期間当時に同居し、申立人は兄が協同組合で二人分の保険料を納付していたと説明しており、当時申立人の兄が保険料を納付していたとする協同組合では当時納付代行を行っていたと聞いているとしているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

私の夫は、昭和 61 年 6 月に私と結婚し、勤務先で私の国民年金第 3 号被保険者の手続をしようとした際、私が国民年金に未加入だったことが分かったため、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後、すぐに社会保険事務所（当時）から未納分の国民年金保険料を納付するよう連絡があり、全額を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 7 月時点で、申立期間は過年度納付することが可能な期間であり、直後の期間の保険料は過年度納付済みであること、申立人は申立期間の保険料を加入手続後すぐに送付されてきた納付書により金融機関で納付したと説明しており、その内容は当時の過年度保険料の納付方法と合致していること、申立人が納付したとする金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月、同年11月及び48年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から38年3月まで
② 昭和47年10月及び同年11月
③ 昭和48年2月

私は、第1回特例納付により申立期間①の国民年金保険料を納付した。申立期間②及び③は、妻が夫婦二人分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、2か月及び1か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間を除き、当該期間前後を含めて国民年金加入期間の国民年金保険料を60歳に至るまで全て納付している。

また、申立人の当該期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、当該期間を含め、昭和45年5月から60歳に到達するまでの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。また、申立人は、当該期間の保険料を区の集金人に特例納付により納付したと説明するが、特例納付の保険料は区の集金人に納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月、同年11月及び48年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和55年9月頃、友人に教えられて国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。60年4月に転居し、区役所で転入届を行った際、保険料を遡って納付することができることと聞き、59年10月から60年3月までの保険料を遡って一括納付した。60年4月以降は定期的に保険料を納付しており、サラリーマンの妻は保険料を支払わなくてもよくなるとの話を聞いたため、一部に未納があったかもしれないが、長期にわたり未納ということはない。申立期間の保険料が全て未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和59年10月から60年3月までの期間については、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、転居した60年4月の時点で、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人が納付したと説明する金額は、当該期間の保険料を一括納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和60年4月から61年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は一部未納があったかもしれないと説明しているため、納付期間及び未納期間を特定することが困難である。また、オンライン記録によると、申立人は申立期間直後の第3号被保険者期間に係る届出を62年6月に行っていることが確認でき、申立人が当該期間及び第3号被保険者の届出を行うまでの期間中に保険料を納付していた場合、61年4月から62年6月までに納付された保険料については還付されることとなるが、当該還付に係る記録は無いなど、申立人が申立期間のうち60年4月から61年

3月までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から同年12月まで
私は、送付された納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は平成9年7月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、同月以降申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間前の平成11年6月に転居しているが、申立期間直前の11年4月から同年9月までの期間の保険料を同年4月に前納しており、転居前の区で申立期間の保険料納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から42年4月まで
私の母は、私が20歳の大学生だった当時、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和42年4月については、申立人が所持する領収証書により、申立人は、同年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料を43年12月18日に納付していることが確認でき、当該納付を疑わせる事情も認められない。

しかしながら、昭和41年5月から42年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている兄は当該期間直後の42年4月から保険料の納付を開始しており、当該期間の自身の保険料は未納であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 51 年 7 月に国民年金の任意加入手続をし、57 年 10 月に被保険者資格を喪失するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月と短期間であり、申立人は、当該期間直前の昭和 51 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を現年度納付しているほか、当該期間直後の 52 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料を 53 年 7 月に過年度納付していることが国民年金被保険者名簿で確認でき、当該過年度納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立期間②については、2 か月と短期間であり、申立人は当該期間前後の期間の保険料を現年度納付していることが被保険者名簿で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間①直前の昭和 51 年 12 月分の保険料は、平成 21 年 9 月 14 日になって納付済みに訂正されているなど、納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年7月までの期間、同年12月及び55年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年1月まで

私は、昭和53年10月に国民年金に任意加入し、その後の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び免除期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和53年10月に任意加入し、申立期間直前54年3月までの保険料を納付しており、申立人は、当時居住していた区から転出したことは無く、申立期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられること、申立期間中の同年8月から11月までの期間は厚生年金保険の加入期間であるが、申立人は、当該期間に厚生年金保険に加入した認識は無く、引き続き保険料を納付していたと説明しており、オンライン記録から、当該厚生年金保険期間に係る国民年金の資格得喪記録は平成18年9月に追加されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、昭和54年8月から同年11月までについては、申立人は、厚生年金保険に加入していることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から同年12月までの期間、49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から49年3月まで
私の母は、私の国民年金保険料を20歳の誕生日から納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から、国民年金手帳と一緒に申立期間の保険料の領収証書を婚姻時に受け取り数年前まで保管していたこと、及び母親は申立期間当時に病弱であった申立人の将来を心配していたことを具体的に説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年5月から同年8月までの間に払い出されており、当該払出時点で申立期間は過年度納付又は特例納付をすることが可能であったこと、申立期間直後の49年4月から50年3月までの保険料は、厚生年金保険の被保険者期間と重複する期間も含め過年度納付されていることが確認できること、申立期間のうち49年1月並びに申立期間直後の49年4月及び同年5月の厚生年金保険の被保険者期間は、平成18年12月に記録が統合されたものであり、申立期間当時は国民年金の被保険者期間であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間のうち、昭和49年1月については、申立人は厚生年金保険加入期間であることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から同年12月まで
私は、会社を退職後、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年4月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を4回にわたって適切に行い、保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 61 年 4 月初旬に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は送付された納付書により区出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 5 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立人は会社退職後の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び健康保険から国民健康保険への切替手続は共に初めてであったため、退職前に会社から説明を聞き慎重に手続を行った記憶があると具体的に説明しているほか、申立人は、区出張所で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと説明しており、当該出張所は申立期間当時に既に開設しており現年度保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年5月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から7年12月まで

私は、平成6年5月に区役所出張所の窓口で国民年金の再加入手続を行い、60歳までの国民年金保険料として12万円か13万円を少し超える金額をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成6年5月から7年3月までの期間については、申立人が区出張所の窓口で納付したとする国民年金保険料の納付額は、当該期間の保険料額とおおむね一致しており、申立人が当該期間当時に居住していた区では、出張所窓口で国民年金の再加入手続及び現年度保険料の納付をすることが可能であったと説明しているほか、申立人が所持する年金手帳には、6年5月27日及び同年12月8日に住所変更した記載があり、住所変更手続が適切に行われていたことが確認できる。また、当該期間は平成8年3月に未加入期間と記録が訂正されるまでは、国民年金の第1号被保険者期間とされていたことがオンライン記録で確認でき、申立人が所持する年金手帳には、6年5月21日から8年1月1日までの期間が国民年金の被保険者期間であったことが記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち平成7年4月から同年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、前述の区は区出張所窓口で翌年度の保険料を納付することはできないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年5月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年4月から同年9月まで

私は、昭和49年1月に、厚生年金保険の未適用の会社に就職したため、すぐに国民年金に加入し、届いた納付書で国民年金保険料を全て納付してきた。未納の通知を受け取った覚えもない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、3か月、6か月とそれぞれ短期間であり、申立人は申立期間を除き、昭和49年4月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年8月に払い出されており、申立期間①の保険料は過年度納付すること、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は、申立期間①と②の間の49年4月から50年3月までの期間の保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月から13年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から7年3月まで
② 平成12年4月から13年5月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きをしてくれ、私が申立期間の国民年金保険料の免除申請をしたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間直前の平成7年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料が申請免除期間とされていることが確認できるほか、申立人は当該期間直前の申請免除期間と同様に短期のアルバイトをしながら求職活動をしていたと説明しており、当該期間及びその前の期間を通じて申立人の生活状況に変化は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、当該期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は免除申請を自身で行ったと説明しているが、免除申請を行った時期及び回数に関する記憶は曖昧である。また、申立人の国民年金の加入手続きをしたとする申立人の母親は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年10月時点では、当該期間は免除申請をすることができない期間であるなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年4月から13年5月までの国民年金保険料が免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から55年3月まで
私は、国民年金に自身で加入し、申立期間の国民年金保険料は夫が納付してくれていた。その後、3回にわたって申立期間の納付勧奨の通知を受け取り、その都度、夫に市役所まで出向いてもらい保険料を納付していることを確認してもらっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しているほか、申立人が説明する保険料の納付方法及び納付頻度は、申立人が申立期間当時に居住していた市の保険料の納付方法及び納付頻度並びに当時の保険料額と合致している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年6月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、払出簿には申立人の手帳記号番号欄に申立人の夫の氏名、生年月日が記載され、特殊台帳でも同様に誤って記載された上で後日に訂正されており、年金記録管理が適切に行われていなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和49年12月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から50年6月まで

私の母は、私が20歳になった昭和49年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。その証拠に、会社に就職した昭和50年7月から同年12月分までの国民年金保険料について還付を受けている。就職する前の保険料が未納で就職した後の保険料のみを納付することはあり得ない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうちの昭和49年12月から50年6月までの期間について、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和49年12月頃に払い出されていることが推認される。また、申立人の両親の申立期間に係る国民年金保険料は、A事業団の台帳によれば、47年1月以降の保険料の徴収事務を同事業団に委託し、納付されていることが確認できる。その上、申立人の母は、「娘の保険料も一緒に同事業団の徴収員に納付していた。」と述べている。加えて、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料の納付を行ってくれたとする母は、国民年金制度開始当初の昭和36年4月から60歳になるまでの保険料をほぼ全ての期間について納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。これらのことから、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、オンライン記録によれば、申立人は昭和50年7月に就職し厚生年金保険の資格を取得し、当該月から厚生年金保険料を納付しているが、一方で当該厚生年金保険の資格取得期間においても国民年金保険料を納付していたことから、平成19年1月に、昭和50年7月から同年12月までの期間に係る国民年金保険料の還付の措置が

取られていることが確認できる。加えて、当時の同事業団における加入者の納付状況を見ると、加入時点からの納付開始が最も多い状況が認められる。これらのことから、申立人の母は、申立期間のうち、前述の手帳記号番号払出しの時点である49年12月から還付直前の50年6月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたものと推認できる。

- 2 一方、申立期間のうちの昭和49年5月から同年11月までの期間について、前述のとおり、申立人の国民年金の手帳記号番号は、49年12月頃に払い出されていることが推認され、また、加入時点からの納付開始が最も多いことから、申立人の母は、加入手続を行った49年12月より前である当該期間の国民年金保険料を同事業団の徴収員に委託せず納付していなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母が、申立期間のうちの昭和49年5月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の母が、申立期間のうちの昭和49年5月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和49年12月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与統計表において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 54 件（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与統計表により、申立人は、平成19年12月10日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与統計表において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、上記賞与統計表により、申立人に係る当該賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16526	男		昭和25年生		平成16年12月29日	17万円
					平成17年7月11日	22万円
					平成17年12月9日	28万円
					平成18年5月1日	35万円
					平成18年7月10日	25万円
					平成18年12月11日	38万円
					平成19年7月10日	31万円
					平成19年12月10日	40万円
16527	男		昭和32年生		平成16年12月10日	10万円
					平成17年7月11日	15万円
					平成17年12月9日	17万円
					平成18年5月1日	10万円
					平成18年7月10日	18万円
					平成18年12月11日	23万円
					平成19年7月10日	20万円
					平成19年12月10日	25万円
16528	女		昭和37年生		平成17年12月9日	6万円
					平成18年5月1日	15万円
					平成18年7月10日	12万円
					平成18年12月11日	18万円
16529	男		昭和44年生		平成15年5月1日	1万4,000円
					平成15年12月11日	33万4,000円
					平成16年4月30日	30万円
					平成16年7月9日	28万円
					平成16年12月29日	48万円
					平成17年5月2日	35万円
					平成17年7月11日	30万円
					平成17年12月9日	45万円
					平成18年5月1日	40万円
					平成18年7月10日	31万円
					平成18年12月11日	47万円
					平成19年5月1日	40万円
					平成19年7月10日	35万円
					平成19年12月10日	53万円
平成20年4月30日	30万円					
16530	男		昭和42年生		平成16年12月10日	10万円
					平成17年7月11日	18万円
					平成17年12月9日	20万円
					平成18年7月10日	19万円
					平成18年12月11日	22万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16531	男		昭和47年生		平成15年5月1日	1万1,000円
					平成15年12月11日	33万3,000円
					平成16年4月30日	30万円
					平成16年7月9日	28万円
					平成16年12月29日	73万円
					平成17年5月2日	35万円
					平成17年7月11日	30万円
					平成17年12月9日	45万円
					平成18年5月1日	40万円
					平成18年7月10日	30万円
					平成18年12月11日	50万円
					平成19年5月1日	40万円
					平成19年7月10日	35万円
					平成19年12月10日	55万円
平成20年4月30日	30万円					
16532	男		昭和48年生		平成18年12月11日	12万円
					平成19年7月10日	14万円
					平成19年12月10日	18万円
16533	女		昭和52年生		平成19年7月10日	7万円
					平成19年12月10日	10万円
16534	男		昭和48年生		平成17年7月11日	3万円
					平成17年12月9日	7万円
					平成18年5月1日	20万円
					平成18年7月10日	17万円
					平成18年12月11日	25万円
					平成19年7月10日	24万円
平成19年12月10日	29万円					
16535	男		昭和29年生		平成15年12月11日	20万円
					平成16年7月9日	18万5,000円
					平成16年12月10日	21万円
					平成17年7月11日	19万円
					平成17年12月9日	21万円
					平成18年7月10日	18万円
					平成18年12月11日	21万円
					平成19年7月10日	20万円
平成19年12月10日	21万円					
16536	男		昭和23年生		平成15年12月11日	15万円
					平成16年7月9日	20万円
					平成16年12月29日	28万円
					平成18年5月1日	25万円
					平成18年7月10日	25万円
					平成18年12月11日	35万円
					平成19年5月1日	15万円
					平成19年7月10日	25万円
平成19年12月10日	33万円					

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16537	男		昭和25年生		平成15年12月11日	26万8,000円
					平成16年7月9日	22万5,000円
					平成16年12月29日	31万円
					平成17年5月2日	15万円
					平成17年7月11日	25万円
					平成17年12月9日	30万円
					平成18年5月1日	25万円
					平成18年7月10日	26万円
					平成18年12月11日	33万円
					平成19年5月1日	20万円
					平成19年7月10日	28万円
					平成19年12月10日	34万円
16538	男		昭和30年生		平成15年12月11日	21万円
					平成16年7月9日	20万円
					平成16年12月10日	23万円
					平成17年7月11日	21万円
					平成17年12月9日	26万円
					平成18年5月1日	10万円
					平成18年7月10日	22万円
					平成18年12月11日	28万円
16539	男		昭和27年生		平成15年12月11日	20万円
					平成16年7月9日	15万円
					平成16年12月29日	23万円
					平成17年7月11日	17万円
					平成17年12月9日	23万円
					平成18年7月10日	18万円
					平成18年12月11日	23万円
					平成19年7月10日	19万円
					平成19年12月10日	23万円
16540	男		昭和32年生		平成15年12月11日	21万5,000円
					平成16年7月9日	19万円
					平成16年12月29日	25万5,000円
					平成17年7月11日	20万円
					平成17年12月9日	27万円
					平成18年5月1日	15万円
					平成18年7月10日	22万円
					平成18年12月11日	30万円
					平成19年7月10日	25万円
					平成19年12月10日	30万円
16541	男		昭和41年生		平成18年7月10日	10万円
					平成18年12月11日	30万円
16542	女		昭和55年生		平成19年7月10日	10万円
					平成19年12月10日	17万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16543	男		昭和47年生		平成17年7月11日	14万円
					平成17年12月9日	18万円
					平成18年7月10日	16万円
					平成18年12月11日	22万円
					平成19年7月10日	22万円
					平成19年12月10日	27万円
16544	男		昭和46年生		平成16年7月9日	5万円
					平成16年12月29日	24万円
					平成17年5月2日	20万円
					平成17年7月11日	19万円
					平成17年12月9日	25万円
					平成18年5月1日	30万円
					平成18年7月10日	20万円
					平成18年12月11日	29万円
					平成19年7月10日	22万円
					平成19年12月10日	30万円
					16545	男
平成16年7月9日	18万5,000円					
平成16年12月10日	21万円					
平成17年7月11日	18万5,000円					
平成17年12月9日	22万円					
平成18年7月10日	18万5,000円					
平成18年12月11日	22万円					
16546	男		昭和22年生		平成15年12月11日	21万5,000円
					平成16年7月9日	18万円
					平成16年12月29日	23万5,000円
					平成17年7月11日	19万円
					平成17年12月9日	25万円
					平成18年7月10日	10万円
16547	男		昭和45年生		平成18年12月11日	12万円
					平成19年7月10日	14万円
					平成19年12月10日	18万円
16548	男		昭和45年生		平成17年7月11日	35万円
					平成17年12月9日	40万円
					平成18年5月1日	50万円
					平成18年7月10日	35万円
					平成18年12月11日	50万円
					平成19年5月1日	25万円
					平成19年7月10日	35万円
					平成19年12月10日	50万円
16549	男		昭和41年生		平成16年7月9日	5万円
					平成16年12月29日	24万円
					平成17年5月2日	20万円
					平成17年7月11日	19万円
					平成17年12月9日	27万円
					平成18年5月1日	40万円
					平成18年7月10日	22万円
					平成18年12月11日	32万円
					平成19年7月10日	28万円
					平成19年12月10日	37万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16550	男		昭和46年生		平成15年12月11日	24万7,000円
					平成16年7月9日	22万5,000円
					平成16年12月10日	25万5,000円
					平成17年5月2日	10万円
					平成17年7月11日	23万5,000円
					平成17年12月9日	26万円
					平成18年5月1日	15万円
					平成18年7月10日	24万5,000円
					平成18年12月11日	27万円
16551	男		昭和47年生		平成19年7月10日	7万円
					平成19年12月10日	10万円
16552	男		昭和42年生		平成15年12月11日	26万1,000円
					平成16年4月30日	15万円
					平成16年7月9日	22万5,000円
					平成16年12月29日	
					平成17年7月11日	24万5,000円
					平成17年12月9日	30万円
					平成18年5月1日	30万円
					平成18年7月10日	26万円
					平成18年12月11日	35万円
					平成19年7月10日	26万円
					平成19年12月10日	38万円
16553	男		昭和28年生		平成15年12月11日	19万1,000円
					平成16年7月9日	15万円
					平成16年12月29日	23万円
					平成17年7月11日	17万円
					平成17年12月9日	23万円
					平成18年7月10日	18万円
					平成18年12月11日	23万円
					平成19年7月10日	19万円
平成19年12月10日	23万円					
16554	男		昭和32年生		平成15年12月11日	21万円
					平成16年7月9日	19万円
					平成16年12月10日	23万円
					平成17年7月11日	20万円
					平成17年12月9日	24万円
					平成18年7月10日	20万円
					平成18年12月11日	24万円
16555	男		昭和30年生		平成17年7月11日	18万円
					平成17年12月9日	23万円
					平成18年5月1日	10万円
					平成18年7月10日	20万円
					平成18年12月11日	25万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16556	男		昭和26年生		平成16年12月10日	12万円
					平成17年7月11日	17万円
					平成17年12月9日	20万円
					平成18年5月1日	15万円
					平成18年7月10日	18万円
					平成18年12月11日	25万円
					平成19年7月10日	23万円
					平成19年12月10日	27万円
16557	男		昭和26年生		平成19年7月10日	
					平成19年12月10日	15万円
16558	男		昭和49年生		平成15年12月11日	5万4,000円
					平成16年7月9日	10万円
					平成16年12月10日	20万円
					平成17年7月11日	20万円
					平成17年12月9日	22万円
					平成18年7月10日	22万円
					平成18年12月11日	24万円
16559	男		昭和30年生		平成19年7月10日	20万円
					平成19年12月10日	28万円
16560	男		昭和44年生		平成15年12月11日	28万円
					平成16年4月30日	15万円
					平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月29日	37万円
					平成17年5月2日	20万円
					平成17年7月11日	27万円
					平成17年12月9日	35万円
					平成18年5月1日	35万円
					平成18年7月10日	30万円
					平成18年12月11日	40万円
					平成19年5月1日	30万円
					平成19年7月10日	30万円
平成19年12月10日	40万円					
16561	男		昭和40年生		平成15年12月11日	20万9,000円
					平成16年7月9日	18万円
					平成16年12月29日	27万円
					平成17年5月2日	12万円
					平成17年7月11日	23万円
					平成17年12月9日	26万円
					平成18年5月1日	20万円
					平成18年7月10日	25万円
					平成18年12月11日	28万円
					平成19年5月1日	15万円
					平成19年7月10日	27万円
					平成19年12月10日	30万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16562	男		昭和43年生		平成15年12月11日	20万5,000円
					平成16年7月9日	18万5,000円
					平成16年12月10日	22万円
					平成17年7月11日	18万5,000円
					平成17年12月9日	24万円
					平成18年5月1日	15万円
					平成18年7月10日	20万円
					平成18年12月11日	24万円
16563	男		昭和45年生		平成15年12月11日	19万7,000円
					平成16年7月9日	18万円
					平成16年12月29日	27万円
					平成17年5月2日	12万円
					平成17年7月11日	23万円
					平成17年12月9日	28万円
					平成18年5月1日	20万円
					平成18年7月10日	25万円
					平成18年12月11日	35万円
16564	男		昭和31年生		平成15年12月11日	26万2,000円
					平成16年7月9日	21万円
					平成16年12月29日	32万円
					平成17年5月2日	15万円
					平成17年7月11日	23万円
					平成17年12月9日	35万円
					平成18年5月1日	20万円
					平成18年7月10日	25万円
					平成18年12月11日	35万円
					平成19年5月1日	15万円
					平成19年7月10日	25万円
					平成19年12月10日	33万円
16565	女		昭和52年生		平成17年7月11日	3万円
					平成17年12月9日	6万円
					平成18年5月1日	15万円
					平成18年7月10日	15万円
					平成18年12月11日	18万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16566	男		昭和26年生		平成15年5月1日	7,000円
					平成15年12月11日	24万円
					平成16年7月9日	22万円
					平成16年12月29日	30万円
					平成17年7月11日	23万円
					平成17年12月9日	29万円
					平成18年5月1日	10万円
					平成18年7月10日	24万5,000円
					平成18年12月11日	30万円
					平成19年7月10日	27万円
					平成19年12月10日	28万円
16567	男		昭和29年生		平成18年12月11日	12万円
					平成19年7月10日	10万円
					平成19年12月10日	14万円
16568	男		昭和42年生		平成19年7月10日	7万円
					平成19年12月10日	10万円
16569	男		昭和46年生		平成15年5月1日	1万4,000円
					平成15年12月11日	33万7,000円
					平成16年4月30日	30万円
					平成16年7月9日	28万円
					平成16年12月29日	48万円
					平成17年5月2日	35万円
					平成17年7月11日	30万円
					平成17年12月9日	45万円
					平成18年5月1日	40万円
					平成18年7月10日	32万円
					平成18年12月11日	52万円
					平成19年5月1日	40万円
					平成19年7月10日	37万円
					平成19年12月10日	55万円
平成20年4月30日	30万円					
16570	男		昭和41年生		平成19年7月10日	9万円
					平成19年12月10日	16万円
16571	男		昭和42年生		平成17年5月2日	10万円
					平成17年7月11日	17万円
					平成17年12月9日	20万円
					平成18年5月1日	15万円
					平成18年7月10日	19万円
					平成18年12月11日	25万円
					平成19年7月10日	21万円
					平成19年12月10日	26万円
16572	男		昭和54年生		平成19年7月10日	10万円
					平成19年12月10日	17万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16573	男		昭和45年生		平成19年7月10日	9万円
					平成19年12月10日	15万円
16574	男		昭和40年生		平成15年12月11日	25万1,000円
					平成16年7月9日	23万円
					平成16年12月10日	27万円
					平成17年5月2日	10万円
					平成17年7月11日	25万円
					平成17年12月9日	27万5,000円
					平成18年5月1日	15万円
					平成18年7月10日	25万円
					平成18年12月11日	27万5,000円
16575	男		昭和28年生		平成16年12月10日	10万円
					平成17年7月11日	15万円
					平成17年12月9日	17万円
					平成18年5月1日	10万円
					平成18年7月10日	18万円
					平成18年12月11日	20万円
					平成19年7月10日	20万円
					平成19年12月10日	22万円
16576	男		昭和31年生		平成15年12月11日	21万円
					平成16年7月9日	18万円
					平成16年12月10日	22万円
					平成17年7月11日	19万円
					平成17年12月9日	25万円
					平成18年5月1日	10万円
					平成18年7月10日	22万円
					平成18年12月11日	26万円
16577	男		昭和37年生		平成16年12月29日	17万円
					平成17年7月11日	20万円
					平成17年12月9日	25万円
					平成18年5月1日	20万円
					平成18年7月10日	23万円
					平成18年12月11日	30万円
					平成19年7月10日	30万円
					平成19年12月10日	35万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16578	男		昭和31年生		平成18年5月1日	10万円
					平成18年7月10日	17万円
					平成18年12月11日	20万円
					平成19年7月10日	18万円
					平成19年12月10日	22万円
16579	男		昭和28年生		平成18年7月10日	15万円
					平成18年12月11日	20万円
					平成19年7月10日	20万円
					平成19年12月10日	25万円
16580	男		昭和45年生		平成18年7月10日	15万円
					平成18年12月11日	20万円
					平成19年7月10日	25万円
					平成19年12月10日	30万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月12日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 151 件（別添一覧表参照）

東京厚生年金 事案 16732 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、申立人に係る平成 18 年 10 月から 19 年 3 月までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入することとされている。

このため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないが、本件申立てのとおり、事業主が社会保険事務所 (当時)

に対して、申立期間に申立人に支払った賞与額に係る届出を行っておらず、また、同法第75条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、「賞与集計表」において確認できる賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
16581	男		昭和23年生		41万6,000円
16582	男		昭和20年生		46万7,000円
16583	男		昭和33年生		51万7,000円
16584	女		昭和24年生		39万3,000円
16585	女		昭和21年生		21万5,000円
16586	女		昭和32年生		47万9,000円
16587	女		昭和17年生		76万円
16588	女		昭和45年生		27万7,000円
16589	男		昭和35年生		24万5,000円
16590	女		昭和23年生		8万円
16591	男		昭和28年生		39万1,000円
16592	女		昭和50年生		24万2,000円
16593	女		昭和49年生		28万3,000円
16594	女		昭和36年生		37万円
16595	男		昭和29年生		15万6,000円
16596	女		昭和51年生		28万6,000円
16597	女		昭和39年生		39万2,000円
16598	女		昭和18年生		29万円
16599	女		昭和38年生		28万9,000円
16600	女		昭和50年生		28万2,000円
16601	女		昭和54年生		26万8,000円
16602	女		昭和13年生		29万8,000円
16603	女		昭和53年生		21万9,000円
16604	女		昭和55年生		27万円
16605	男		昭和33年生		29万7,000円
16606	女		昭和52年生		28万1,000円
16607	女		昭和50年生		10万5,000円
16608	女		昭和26年生		18万2,000円
16609	女		昭和20年生		13万6,000円
16610	女		昭和32年生		22万8,000円
16611	女		昭和43年生		41万2,000円
16612	女		昭和58年生		26万5,000円
16613	女		昭和56年生		26万9,000円
16614	女		昭和44年生		26万円
16615	女		昭和57年生		19万2,000円
16616	男		昭和55年生		25万4,000円
16617	男		昭和41年生		45万7,000円
16618	女		昭和58年生		25万9,000円
16619	女		昭和57年生		26万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
16620	女		昭和54年生		25万7,000円
16621	女		昭和52年生		26万8,000円
16622	女		昭和30年生		6万2,000円
16623	女		昭和55年生		30万6,000円
16624	女		昭和55年生		22万1,000円
16625	男		昭和45年生		28万8,000円
16626	女		昭和57年生		19万4,000円
16627	女		昭和57年生		18万4,000円
16628	女		昭和58年生		25万3,000円
16629	女		昭和57年生		24万6,000円
16630	女		昭和39年生		17万4,000円
16631	女		昭和57年生		15万6,000円
16632	女		昭和38年生		4万円
16633	男		昭和26年生		28万2,000円
16634	女		昭和46年生		26万1,000円
16635	男		昭和51年生		21万6,000円
16636	女		昭和35年生		29万7,000円
16637	男		昭和46年生		22万4,000円
16638	女		昭和40年生		4万円
16639	男		昭和59年生		18万9,000円
16640	男		昭和57年生		16万7,000円
16641	女		昭和56年生		18万9,000円
16642	女		昭和56年生		8万1,000円
16643	女		昭和52年生		10万4,000円
16644	女		昭和57年生		4万2,000円
16645	女		昭和53年生		1万9,000円
16646	女		昭和49年生		2万3,000円
16647	女		昭和26年生		30万1,000円
16648	男		昭和30年生		42万3,000円
16649	男		昭和29年生		47万5,000円
16650	男		昭和31年生		30万7,000円
16651	男		昭和35年生		46万3,000円
16652	男		昭和23年生		31万5,000円
16653	女		昭和32年生		32万7,000円
16654	女		昭和29年生		50万円
16655	女		昭和17年生		45万1,000円
16656	女		昭和22年生		37万9,000円
16657	女		昭和33年生		48万7,000円
16658	女		昭和27年生		44万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
16659	女		昭和34年生		45万6,000円
16660	女		昭和33年生		69万1,000円
16661	女		昭和37年生		29万4,000円
16662	男		昭和40年生		40万2,000円
16663	男		昭和31年生		32万4,000円
16664	女		昭和39年生		27万9,000円
16665	女		昭和29年生		37万3,000円
16666	女		昭和47年生		25万8,000円
16667	女		昭和40年生		31万7,000円
16668	女		昭和26年生		46万7,000円
16669	女		昭和23年生		21万円
16670	女		昭和29年生		34万6,000円
16671	女		昭和28年生		32万8,000円
16672	女		昭和36年生		43万2,000円
16673	女		昭和47年生		27万8,000円
16674	男		昭和43年生		28万5,000円
16675	女		昭和27年生		20万2,000円
16676	女		昭和45年生		33万1,000円
16677	女		昭和47年生		24万5,000円
16678	男		昭和49年生		28万7,000円
16679	男		昭和50年生		29万3,000円
16680	女		昭和28年生		37万2,000円
16681	女		昭和29年生		37万円
16682	男		昭和30年生		31万円
16683	女		昭和15年生		20万円
16684	男		昭和46年生		21万1,000円
16685	女		昭和34年生		46万3,000円
16686	女		昭和30年生		19万3,000円
16687	男		昭和51年生		26万7,000円
16688	女		昭和25年生		18万9,000円
16689	女		昭和20年生		15万1,000円
16690	女		昭和13年生		11万9,000円
16691	女		昭和45年生		27万9,000円
16692	女		昭和43年生		34万5,000円
16693	女		昭和23年生		17万5,000円
16694	男		昭和51年生		25万8,000円
16695	女		昭和49年生		35万2,000円
16696	女		昭和42年生		24万9,000円
16697	女		昭和30年生		34万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
16698	男		昭和52年生		23万6,000円
16699	女		昭和54年生		26万1,000円
16700	女		昭和47年生		27万円
16701	女		昭和54年生		26万3,000円
16702	女		昭和50年生		18万9,000円
16703	女		昭和27年生		25万1,000円
16704	女		昭和28年生		17万5,000円
16705	女		昭和44年生		28万6,000円
16706	女		昭和52年生		30万7,000円
16707	女		昭和51年生		22万7,000円
16708	女		昭和55年生		19万4,000円
16709	女		昭和47年生		33万8,000円
16710	女		昭和31年生		19万6,000円
16711	女		昭和50年生		23万2,000円
16712	女		昭和55年生		25万8,000円
16713	女		昭和43年生		17万7,000円
16714	女		昭和58年生		25万2,000円
16715	女		昭和58年生		21万5,000円
16716	男		昭和54年生		21万円
16717	女		昭和24年生		26万4,000円
16718	女		昭和45年生		36万5,000円
16719	男		昭和51年生		24万3,000円
16720	女		昭和58年生		24万3,000円
16721	男		昭和52年生		19万8,000円
16722	女		昭和57年生		23万9,000円
16723	男		昭和46年生		19万4,000円
16724	女		昭和52年生		18万6,000円
16725	男		昭和53年生		19万円
16726	女		昭和29年生		18万7,000円
16727	女		昭和56年生		2万1,000円
16728	女		昭和48年生		30万5,000円
16729	女		昭和57年生		29万6,000円
16730	女		昭和47年生		29万2,000円
16731	男		昭和53年生		5万6,000円
16732	女		昭和51年生		2万8,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 8 月 10 日は 32 万 5,000 円、18 年 7 月 10 日は 38 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 10 日
② 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与台帳（賞与）において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 8 月 10 日は 32 万 5,000 円、18 年 7 月 10 日は 38 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと

を認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 8 月 21 日は 150 万円、同年 12 月 26 日は 133 万 1,000 円、20 年 7 月 29 日は 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 21 日
② 平成 19 年 12 月 26 日
③ 平成 20 年 7 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員別賞与明細一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記社員別賞与明細一覧において確認できる支給額合計及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 8 月 21 日は 150 万円、同年 12 月 26 日は 133 万 1,000 円、20 年 7 月 29 日は 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 8 月 21 日は 98 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 35 万 6,000 円、20 年 7 月 29 日は 67 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 21 日
② 平成 19 年 12 月 26 日
③ 平成 20 年 7 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員別賞与明細一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記社員別賞与明細一覧において確認できる支給額合計及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 8 月 21 日は 98 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 35 万 6,000 円、20 年 7 月 29 日は 67 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 8 月 21 日は 82 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 36 万 9,000 円、20 年 7 月 29 日は 65 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 21 日
② 平成 19 年 12 月 26 日
③ 平成 20 年 7 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員別賞与明細一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記社員別賞与明細一覧において確認できる支給額合計及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 8 月 21 日は 82 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 36 万 9,000 円、20 年 7 月 29 日は 65 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 8 月 21 日は 88 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 41 万 7,000 円、20 年 7 月 29 日は 70 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 21 日
② 平成 19 年 12 月 26 日
③ 平成 20 年 7 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員別賞与明細一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記社員別賞与明細一覧において確認できる支給額合計及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 8 月 21 日は 88 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 41 万 7,000 円、20 年 7 月 29 日は 70 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 8 月 21 日は 51 万 4,000 円、同年 12 月 26 日は 37 万 3,000 円、20 年 7 月 29 日は 42 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 21 日
② 平成 19 年 12 月 26 日
③ 平成 20 年 7 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員別賞与明細一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記社員別賞与明細一覧において確認できる支給額合計及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 8 月 21 日は 51 万 4,000 円、同年 12 月 26 日は 37 万 3,000 円、20 年 7 月 29 日は 42 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 8 月 21 日は 5 万円、同年 12 月 26 日は 10 万円、20 年 7 月 29 日は 35 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 21 日
② 平成 19 年 12 月 26 日
③ 平成 20 年 7 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員別賞与明細一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記社員別賞与明細一覧において確認できる支給額合計及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 8 月 21 日は 5 万円、同年 12 月 26 日は 10 万円、20 年 7 月 29 日は 35 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 26 日は 5 万円、20 年 7 月 29 日は 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 26 日
② 平成 20 年 7 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員別賞与明細一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記社員別賞与明細一覧において確認できる支給額合計及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 12 月 26 日は 5 万円、20 年 7 月 29 日は 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと

を認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、80 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、100 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、100 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 90 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、90 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、80 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 90 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、90 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日、16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 16 日は 18 万円、17 年 7 月 15 日は 16 万 2,000 円、同年 12 月 22 日及び 18 年 7 月 20 日は 15 万 3,000 円、同年 12 月 20 日は 17 万円、19 年 12 月 21 日は 17 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 16 日
④ 平成 17 年 7 月 15 日
⑤ 平成 17 年 12 月 22 日
⑥ 平成 18 年 7 月 20 日
⑦ 平成 18 年 12 月 20 日
⑧ 平成 19 年 12 月 21 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された年間賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが

認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記年間賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日、16年7月16日及び同年12月16日は18万円、17年7月15日は16万2,000円、同年12月22日及び18年7月20日は15万3,000円、同年12月20日は17万円、19年12月21日は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日、16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 16 日は 18 万円、17 年 7 月 15 日は 16 万 2,000 円、同年 12 月 22 日及び 18 年 7 月 20 日は 15 万 3,000 円、同年 12 月 20 日は 17 万円、19 年 12 月 21 日は 17 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 16 日
④ 平成 17 年 7 月 15 日
⑤ 平成 17 年 12 月 22 日
⑥ 平成 18 年 7 月 20 日
⑦ 平成 18 年 12 月 20 日
⑧ 平成 19 年 12 月 21 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された年間賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが

認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記年間賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日、16年7月16日及び同年12月16日は18万円、17年7月15日は16万2,000円、同年12月22日及び18年7月20日は15万3,000円、同年12月20日は17万円、19年12月21日は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 7 月 20 日は 3 万円、同年 12 月 20 日は 7 万円、19 年 12 月 21 日は 12 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 20 日
② 平成 18 年 12 月 20 日
③ 平成 19 年 12 月 21 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された年間賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記年間賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月 20 日は 3 万円、同年 12 月 20 日は 7 万円、19 年 12 月 21 日は 12 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 7 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 21 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された年間賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記年間賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、7 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された給料台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳（賞与）において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 64 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 18 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、64 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出した資料等が保存されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 12 月 5 日は 37 万 3,000 円、18 年 12 月 5 日は 35 万円、19 年 12 月 5 日は 41 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 5 日
② 平成 18 年 12 月 5 日
③ 平成 19 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 5 日は 37 万 3,000 円、18 年 12 月 5 日は 35 万円、19 年 12 月 5 日は 41 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 5 日は 35 万 3,000 円、19 年 12 月 5 日は 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 5 日
② 平成 19 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 12 月 5 日は 35 万 3,000 円、19 年 12 月 5 日は 35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月5日は38万4,000円、18年12月5日は36万円、19年12月5日は42万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月5日
② 平成18年12月5日
③ 平成19年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月5日は38万4,000円、18年12月5日は36万円、19年12月5日は42万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、43 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 52 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、52 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 52 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、52 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 5 日は 61 万 7,000 円、16 年 12 月 5 日は 47 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 5 日
② 平成 16 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 5 日は 61 万 7,000 円、16 年 12 月 5 日は 47 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 52 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、52 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 5 日は 86 万 4,000 円、16 年 12 月 5 日は 58 万 9,000 円、17 年 12 月 5 日は 56 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 5 日
② 平成 16 年 12 月 5 日
③ 平成 17 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 5 日は 86 万 4,000 円、16 年 12 月 5 日は 58 万 9,000 円、17 年 12 月 5 日は 56 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 56 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、56 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、31 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 5 日は 52 万 6,000 円、19 年 12 月 5 日は 62 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 5 日
② 平成 19 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 12 月 5 日は 52 万 6,000 円、19 年 12 月 5 日は 62 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 128 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、128 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 15 日は 33 万円、同年 12 月 22 日は 66 万円、18 年 7 月 14 日は 33 万円、同年 12 月 15 日は 64 万 4,000 円、19 年 7 月 13 日は 32 万 2,000 円、同年 12 月 14 日は 62 万 8,000 円、20 年 7 月 15 日は 31 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 15 日
② 平成 17 年 12 月 22 日
③ 平成 18 年 7 月 14 日
④ 平成 18 年 12 月 15 日
⑤ 平成 19 年 7 月 13 日
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日
⑦ 平成 20 年 7 月 15 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与）において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 15 日は 33 万円、同年 12 月 22 日は 66 万円、18 年 7 月 14 日は 33 万円、同年 12 月 15 日は 64 万 4,000 円、19 年 7 月 13 日は 32 万 2,000 円、同年 12 月 14 日は 62 万 8,000 円、20 年 7 月 15 日は 31 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 15 日は 30 万円、同年 12 月 22 日は 60 万円、18 年 7 月 14 日は 30 万円、同年 12 月 15 日は 58 万 5,000 円、19 年 7 月 13 日は 29 万 2,000 円、同年 12 月 14 日は 57 万 1,000 円、20 年 7 月 15 日は 28 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 15 日
② 平成 17 年 12 月 22 日
③ 平成 18 年 7 月 14 日
④ 平成 18 年 12 月 15 日
⑤ 平成 19 年 7 月 13 日
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日
⑦ 平成 20 年 7 月 15 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与）において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 15 日は 30 万円、同年 12 月 22 日は 60 万円、18 年 7 月 14 日は 30 万円、同年 12 月 15 日は 58 万 5,000 円、19 年 7 月 13 日は 29 万 2,000 円、同年 12 月 14 日は 57 万 1,000 円、20 年 7 月 15 日は 28 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 9 月 16 日は 72 万 6,000 円、17 年 1 月 14 日は 56 万 7,000 円、同年 5 月 16 日は 58 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 9 月 16 日
② 平成 17 年 1 月 14 日
③ 平成 17 年 5 月 16 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 9 月 16 日は 72 万 6,000 円、17 年 1 月 14 日は 56 万 7,000 円、同年 5 月 16 日は 58 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 72 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 16 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、72 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 77 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 16 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、77 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を 46 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 50 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 5 万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 3 月 30 日
② 平成 19 年 12 月 7 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、申立期間②については、オンライン記録の標準賞与額が実際の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違している。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正し

てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、46万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②について、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は5万円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を 46 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 52 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 5 万 2,000 円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を 52 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 3 月 30 日
② 平成 19 年 12 月 7 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、申立期間②については、オンライン記録の標準賞与額が実際の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違している。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正し

てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、46万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②について、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は5万2,000円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、52万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を、同年10月から44年4月までは4万5,000円、同年5月及び同年6月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月1日から44年7月31日まで
② 昭和47年5月1日から同年10月1日まで

A社で勤務した期間のうち、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の加入記録が無い。また、給与は下がっていないにもかかわらず、申立期間②の標準報酬月額が下がっている。各申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、C健康保険組合（平成10年11月16日付けで、A健康保険組合と合併）、企業年金連合会から提出された申立人に係る厚生年金基金の加入員記録及びA社B支店における同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社D支店からA社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記厚生年金基金の加入員記録から、昭和43年10月から44年4月までは4万5,000円、同年5月及び同年6月は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元事業主への確認もできず、不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、A社B支店からA社E支店へ転勤した際に、標準報酬月額が給与額に変更が無いにもかかわらず減額になっていると申し立てている。

しかしながら、上記厚生年金基金の加入員記録によると、転勤前の昭和47年4月の標準報酬月額は9万8,000円、転勤後の同社同支店における標準報酬月額は、同年5月（資格取得時）が8万6,000円、同年10月（定時決定時）が12万6,000円となっており、オンライン記録及びA社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、C健康保険組合によると、申立期間②当時も、A社からA健康保険組合へ提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届等は、複写式の届出用紙であり、A健康保険組合、A厚生年金基金を経由して社会保険事務所に提出されていたと思うと供述している。

さらに、申立人と同日の昭和47年5月1日にA社F支店から同社E支店に転勤した同僚のオンライン記録によると、転勤直後の標準報酬月額が、申立人と同様に下がっていることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年10月1日から7年3月26日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年3月26日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成6年10月から7年2月までは20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月26日の後の同年4月27日付けで、9万8,000円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び当該減額訂正処理日の平成7年4月27日において、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、仕入れと営業の業務に従事し、社会保険の手続には関与していなかったと供述しており、同社の社会保険事務についても一時担当していた同社の関係会社であるB社の元社会保険事務担当者は、同社に1年くらい勤務していたが、その期間に、申立人は、A社の社会保険の手続には関与しておらず、同社の社会保険事務が税理士に引き継がれた後も、申立人が関与したとは考え難いと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間のうち、平成6年10月から7年2月までの標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、申立期間において給与が減額されたことは無かったと主張している

ところ、オンライン記録によると、平成5年10月25日付けで、同年7月まで53万円であったものが同年8月から20万円に随時改定されており、その後、6年10月において上記遡及訂正前の定時決定により、従前の標準報酬月額と同額の20万円と記録されていることが確認でき、遡及訂正等の不自然な記録は見当たらない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、会長は既に死亡しており、当時の代表取締役は所在不明であり、同社の社会保険事務を行っていたとされる税理士についても、氏名及び所在が不明であることから、これらの者に申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認することができないほか、申立人は、申立期間に係る給与明細書をもっていないとしている。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち平成5年8月から6年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月20日から同年2月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びC健康保険組合の加入記録並びにA社から提出された申立人に係る社員カードから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和46年1月20日に同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年8月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年10月12日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書の報酬月額より大幅に低い。同社では、取締役から代表取締役に就任したが、社会保険の届出事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年8月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年10月12日）より後の同年11月6日付けで、11万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立期間のうち、平成5年12月、6年2月、同年5月、同年10月及び同年12月から7年7月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人が主張する上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成5年8月から同年11月まで、6年1月、同年3月、同年4月、同年6月から同年9月まで、同年11月、7年8月及び同年9月については、申立人は給与明細書を保管していないが、上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が、申立期間当時の最高等級の標準報酬月額に基づく控除額であることが確認できることから、上記給与明細書が無い期間についても、最高等級の標準報酬月額に基づく保険料が事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は昭和62年12月26日から同社の取締役役に就任し、平成6年4月28日から同社が解散した14年12月*日まで代表取締役役に就任していることが確認できる。

しかし、A社の複数の従業員（取締役4名を含む。）は、「申立人は営業部門の仕事に従事し、社会保険の届出事務には関与しておらず、同社においては別の代表取締役及び経理担当者が社会保険の届出事務を行っていた。」旨供述しており、また、申立人は、「創業者である代表取締役が総務人事経理の責任者であった。自分が立ち上げた海外メーカーの代理店業務が成功し、母体である国内業務を支援する状況になり、経営状態が混乱のなか銀行からの融資を受けるために代表取締役になったので、経理や社会保険関係には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は同社において社会保険の届出事務に権限を有していなかったと考えられる。

また、A社の申立期間当時の経理担当者は、「平成7年当時は、経営が悪化し社会保険料の未納があり、申立人とは別の代表取締役が社会保険事務所と直接対応していたと記憶している。」と回答しているところ、オンライン記録における同社の事業主は、申立人とは別の代表取締役であることが確認できることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、社会保険事務所において、減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年8月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年10月8日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日は、39年11月2日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年10月から39年9月までは2万6,000円、同年10月は2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月8日から39年11月2日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和39年11月2日と同日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚及び従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和38年10月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年10月に標準報酬月額を改定した記録が確認できるものの、資格喪失日に係る記録が無いことが確認できる。

このことについて、年金事務所は、「昭和39年10月の定時決定の記録があることから、喪失日は同年10月2日以降となり、申立人の資格喪失日はA社が適用事業所でなくなった同年11月2日と思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年10月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった、39年11月2日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の記録から、昭和38年10月から39年9月までは2万6,000円、同年10月は2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年2月1日から同年8月28日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年8月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年2月から同年7月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、同年8月20日付けで、9万2,000円に遡って減額訂正されている上、申立人の夫であるA社の代表取締役も同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

当該減額訂正について、A社の代表取締役は、社会保険料の滞納は無く、社会保険事務所の職員から厚生年金保険の標準報酬月額の引下げについて説明を受けたことは無いと主張しているが、「平成9年に不渡りを出したことから、自分が社会保険事務所へ行き、厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続を行った。」と供述している上、申立人が提出した同社の預金通帳の写しでは、社会保険料が口座振替されていない月があることが確認できる。このことについて、上記代表取締役は、「口座振替できなかった期間の保険料については、振込みにより納付した。」と供述しているが、領収書等を保有しておらず、納付について確認できない。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間を含め現在まで同社の取締役であることが確認できる。しかし、同社の代表取締役は、申立人（妻）は同社で事務関係の業務を行っていたが、社会保険の届出事務等は全て代表取締役である自分が行っており、申立人は、社会保険の届出事務には関与していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成9年2月から同年7月

までの期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要である。

次に、申立人は、申立期間の標準報酬月額は 41 万円であると主張しているが、オンライン記録によると、平成 8 年 10 月の定時決定により標準報酬月額は 30 万円とされ、当該定時決定は適切な時期に処理されていることから、申立期間のうち同年 10 月から 9 年 1 月までの標準報酬月額に係る社会保険事務所の処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人及び A 社は、当該期間の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が提出した前記の預金通帳の写しでは、平成 8 年 10 月以降の口座振替が確認できる期間において、申立人については標準報酬月額 30 万円に基づく保険料が納付されていることが推認できるが、A 社の代表取締役は、「標準報酬月額 30 万円に基づく保険料を納付しているのであれば、平成 8 年 10 月の定時決定の際に 30 万円と届出したかもしれない。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月15日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社C支店への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和23年3月15日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和23年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も含め継続して勤務しており、当時の日記を提出するので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が提出した日記及び元上司の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した日記によると、A社から支給された給与の額及び保険料控除額等が記載されており、昭和46年3月分については支給額のみ記載であるが、申立人の本給等の総支給額から、社会保険料等を控除した額が当該支給額とおおむね一致することから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表者の親族は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を37万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書及びA社から提出された平成19年分所得税源泉徴収簿によると、申立人は、平成19年12月14日にその主張する標準賞与額(37万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る標準賞与額の届出を失念していたことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年3月から5年9月までは53万円、同年10月から6年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年2月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の額より低いことが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年8月から同年12月までについては、53万円と記録されていたところ、5年1月21日付けで50万円に遡及減額訂正され、さらに、4年3月から同年7月までは53万円、5年10月から6年1月までは50万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年2月1日より後の同年3月31日付けで20万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元代表者の標準報酬月額においても、申立人と同様、平成5年1月21日付け及び6年3月31日付けで遡及減額訂正されていることが確認できる。

さらに、複数の従業員は、「A社の経営状態は悪く、給与の遅配があった。」旨回答している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において同社の取締役であったが、複数の元従業員は、「申立人はデザインの業務に従事し、社会保険事務に関与できる立場ではなかった。」旨供述しており、また、申立人は平成6年3月8日に取締役を辞任しており、同年3月31日付けの減額訂正処理時には同社の取締役ではなかったことが確認できる。

以上のことから、申立人が上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していたとは

考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成5年1月21日付け及び6年3月31日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の遡及減額訂正処理は事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所において上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年3月から5年9月までは53万円、同年10月から6年1月までは50万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から6年1月までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は53万円であった旨主張しているが、申立人は、当該期間に係る保険料控除を確認できる資料を保有していないとしている。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者は、当時の資料は保管しておらず詳細は不明としていることから、当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和33年8月及び同年9月は8,000円、34年9月は9,000円、36年2月から同年7月までは1万4,000円、42年8月及び同年9月は2万8,000円、44年4月から同年9月までは5万6,000円、45年8月及び同年9月は6万4,000円、48年7月は11万円、51年7月は18万円、52年8月及び同年9月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月20日から平成4年9月18日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与支給額と相違している。一部期間（保険料控除額が増加した期間）の給料計算書を提出するので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和33年8月及び同年9月、34年9月、36年2月から同年7月まで、42年8月及び同年9月、44年4月から同年9月まで、45年8月及び同年9月、48年7月、51年7月、52年8月及び同年9月については、申立人から提出された当該期間の給料計算書により、申立人が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高いことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料計算書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和33年8月及び同年9月は8,000円、34年9月は9,000円、36年2月から同年7月までは1万4,000円、42年8月及び同年9月は2万8,000円、44年4月から同年9月までは5万6,000円、45年8月及び同年9月は6万4,000円、48年7月は11万円、51年7月は18万円、52年8月及び同年9月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給料計算書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、昭和31年8月及び同年9月、同年11月、32年2月及び同年3月、同年8月、33年5月から同年7月まで、34年4月から同年6月まで、35年4月、同年6月、37年4月から同年6月まで、38年4月から同年6月まで、39年3月から同年7月まで、40年4月から同年7月まで、41年4月から同年7月まで、42年4月から同年6月まで、43年4月から同年7月まで、45年4月から同年6月まで、46年4月から同年6月まで、同年10月、47年4月から同年6月まで、同年9月、48年4月から同年6月まで、同年11月、49年4月から同年6月まで、同年8月、50年4月から同年6月まで、同年8月、51年4月から同年6月まで、52年4月、同年6月、53年4月から同年6月まで、同年10月、54年4月から同年6月まで、同年8月、55年4月から同年6月まで、同年10月、56年4月から同年6月まで、同年8月、58年11月及び同年12月、59年3月、同年6月、同年10月、60年2月、同年4月、同年6月、同年10月、61年3月、同年6月、62年4月、同年6月、63年5月及び同年6月、平成2年7月、4年3月から同年6月までについては、上記給料計算書において確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
- 3 申立期間のうち、昭和31年10月、同年12月及び32年1月、同年4月から同年7月まで、同年9月から33年4月まで、同年10月から34年3月まで、同年10月から35年3月まで、同年5月、36年8月から37年3月まで、同年7月から38年3月まで、39年8月から40年3月まで、41年8月から42年3月まで、同年10月から43年3月まで、44年10月から45年3月まで、同年10月から46年3月まで、同年11月から47年3月まで、同年10月から48年3月まで、同年12月から49年3月まで、同年9月から50年3月まで、同年7月、同年9月から51年3月まで、同年8月から52年3月まで、同年5月、同年10月から53年3月まで、同年11月から54年3月

まで、同年9月から55年3月まで、同年11月から56年3月まで、59年1月及び同年2月、同年4月及び同年5月、同年11月から60年1月まで、同年3月、同年5月、同年11月から61年2月まで、同年4月及び同年5月、同年7月から62年3月まで、同年5月、同年7月から63年4月までについては、申立人から保険料控除額を確認できる給料計算書が提出されていないが、上記給料計算書において、A社における申立人の厚生年金保険料控除額は、増額するまで同一金額が継続して控除されていることがうかがえるところ、当該期間の前後の期間の保険料控除額は同額であり、当該期間においても同額の保険料が控除されていたと考えられる。

したがって、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低いと判断できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 4 申立期間のうち、昭和30年6月から31年7月まで、38年10月から39年2月まで、40年8月から41年3月まで、57年10月から58年10月まで、平成2年1月から同年6月まで、同年10月から4年2月までの期間についても、申立人から保険料控除額を確認できる給料計算書は提出されていないが、提出された上記給料計算書において、申立人の厚生年金保険料控除額は、増額するまで同一金額が継続して控除されていることがうかがえるところ、当該期間の保険料控除額は、当該期間の後の期間の保険料控除額と同額又は低いと推認でき、後の期間の給料計算書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であると判断できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 5 申立期間のうち、昭和27年11月から30年5月まで、34年7月及び同年8月、35年7月から36年1月まで、38年7月から同年9月まで、42年7月、43年8月から44年3月まで、45年7月、46年7月から同年9月まで、47年7月及び同年8月、48年8月から同年10月まで、49年7月、52年7月、53年7月から同年9月まで、54年7月、55年7月から同年9月まで、56年7月、同年9月から57年9月まで、59年7月から同年9月まで、60年7月から同年9月まで、63年7月から平成元年12月まで、2年8月及び同年9月、4年7月及び同年8月についても、申立人から当該期間の保険料控除を確認できる給料計算書は提出されていないため、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

- 6 A社の事業主は、申立人に係る厚生年金保険料控除額について、「既に退職から18年経過し、書類法定保存期間も過ぎており、保存していないため不明。」と回答していることから、同社から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、A社の同僚への照会を拒否しているため、同僚から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16796 (事案 12532 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成2年1月から同年12月までを44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月1日から平成3年8月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低いことが判明したので、裁判所の和解書を添付し第三者委員会に申し立てたが、記録が訂正できない旨の通知を受けた。

今回、申立期間の一部期間の確定申告書を提出するが、前回の通知文では、従業員の2年間の源泉徴収票を基に全体を認めていないのだから、確定申告書の無い期間についても推定して認めるべきである。税務署等を再度調査し標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち昭和62年11月から63年2月までの期間について、同年3月5日付けで、当初47万円と記録されていたものが41万円に減額訂正されていることは確認できるが、申立人と同日の62年11月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員18人のうち63年3月5日付けで遡って標準報酬月額の減額訂正が行われたのは申立人のみである上、申立人の同年3月以降の標準報酬月額は、遡って減額訂正が行われる等の不自然な処理は見られないこと、申立人から提出された同社との和解書には、「被告A社は原告（申立人）のために立替払した社会保険料794,200円を支払う。」と記載されていることは確認できるが、立替払の期間について記載が無いため、当該社会保険料がいつの期間のものか特定することができないこと、同社の申立期間当時の事業主及び当該和解処理に当たった弁護士から、当該立替払が行われた社会保

険料の内訳について確認することができないこと、同社の事業主から申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額について確認することができないこと、同社における申立期間当時の社会保険事務手続担当者は、「従業員の給与から、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づき保険料を控除していた。」と回答している上、同社の従業員から提出された平成3年分及び4年分の源泉徴収票の社会保険料控除額を基に標準報酬月額を試算したところ、当該従業員の標準報酬月額は、オンライン記録とおおむね一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月20日付け年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、昭和60年分、61年分、62年分及び平成2年分の所得税の確定申告書を提出し、「前回の通知文では、従業員の2年間の源泉徴収票を基に全体を認めていないのだから、確定申告書の無い期間についても推定して認めるべきである。再度調査を行い申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と申し立てている。

申立期間のうち、平成2年1月から同年12月までの期間については、上記平成2年分の所得税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、A社における申立人に係るオンライン記録より高額であることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記平成2年分の所得税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記確定申告書で確認できる社会保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、昭和62年11月及び同年12月については、申立人から提出された同年分の所得税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（41万円）に基づく社会保険料控除額とほぼ符合していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和63年1月から平成元年12月までの期間及び3年1月から同年7月までの期間については、申立人は、昭和63年分、平成元年分及び3年分の所得税の確定申告書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社の申立期間当時の事業主に照会したが、事業主から、申立人に係る厚生年金保険料の控除額について回答が無く、また、B税務署及びC市に申立人の税務関係資料の有無について照会したが、いずれも保存期間の経過により、資料を廃棄しているため、申立人の当該期間について厚生年金保険料控除額を確認することができない。

なお、申立人は、「前回の通知文では、従業員の2年間の源泉徴収票を基に全体を認めていないのだから、確定申告書の無い期間についても推定して認めるべきである。再度調査を行い申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。」と申し立てているが、申立人から提出された昭和60年分及び61年分の所得税の確定申告書によると、60年分の社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、A社の関連会社であるD社における申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致しているが、61年分の社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、同社における申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格喪失日を誤って届けたことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成19年11月は30万円、同年12月は34万円、20年1月は30万円、同年3月及び同年4月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月1日から20年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されていると思う。給与の明細が記載された「出勤簿」を提出するので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年11月から20年1月までの期間、同年3月及び同年4月について、申立人及びA社から提出された「出勤簿」（給与支給額、社会保険料控除額等を記載）から、厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記「出勤簿」において確認できる控除額又は報酬月額から、平成19年11月は30万円、同年12月は34万円、20年1月は30万円、同年3月及び同年4月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関

係資料は現存しないが、当時の事務手続を誤ったとしてオンライン記録の標準報酬月額24万円に基づく保険料を毎月納付していた旨供述していることから、社会保険事務所(当時)は、上記「出勤簿」において確認できる控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年2月の標準報酬月額について、上記「出勤簿」から、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月1日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社C支店から本店に異動した。給与支給明細表を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社に係る給与支給明細表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(A社C支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、B社の担当者は、当時の関係資料が既になく、判明しない旨供述しているものの、申立人は、昭和45年12月に異動した旨供述していること及び申立人から提出された同年12月以降の給与支給明細表において、本店勤務者であることを示すコード番号が記載されていることから判断すると、同年12月1日であると認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細表において確認でき

る報酬月額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録は、資格取得日が昭和64年1月5日、資格喪失日が平成2年2月1日とされ、当該期間のうち昭和64年1月5日から平成元年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を昭和64年1月5日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月5日から平成元年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社は既に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書から、申立人は、A社の親会社であるC社及びA社に継続して勤務し（昭和64年1月5日にC社D事業所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年2月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年9月1日から16年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明かでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月1日から17年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額より低い。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のうち、平成14年9月から16年1月までの標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたものが、同年2月4日付けで、20万円に遡って減額訂正が行われていることが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正された者が3人確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社は、申立期間の業績は悪く、社会保険料の滞納があったと回答している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間の一部及び訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるが、同社は、申立人の業務内容は受注、

発注、集金、配達で、申立人は、社会保険業務には携わっていなかったとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、上記遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成14年9月から16年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

なお、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成16年9月1日）において20万円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成16年9月から17年6月までについて、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述が得られず、厚生年金保険料を納付したか否か不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月1日から平成元年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和60年1月から同年12月までは20万円、61年1月から同年12月までは16万円、62年1月から平成元年9月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月1日から平成元年10月1日まで
厚生年金保険の記録によると、A社及びB社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与月額に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年1月から平成元年9月までについて、申立人から提出のあった特別区民税都民税特別徴収税額通知書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記特別区民税都民税特別徴収税額通知書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、昭和60年1月から同年12月までは20万円、61年1月から同年12月までは16万円、62年1月から平成元年9月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、死亡していることから、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明であるが、上記

特別区民税都民税特別徴収税額通知書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記特別区民税都民税特別徴収税額通知書及び給与所得の源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 56 年 8 月から 59 年 12 月までについては、A 社及び B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、両社の事業主とは連絡が取れず、申立人も特別区民税都民税特別徴収税額通知書、源泉徴収票及び給与明細書を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和20年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月から20年6月まで
② 昭和20年10月1日から21年4月13日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和19年10月に正社員として同社B工場に勤務し、20年6月に召集により同年9月まで従軍した。除隊後、同年10月から同社に復帰し、同社C出張所に配属され、その後B工場に戻った。申立期間①及び②に同社に勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社から提出のあった社会保険加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人が厚生年金保険に加入していたと思われる記録があり、加入していれば、厚生年金保険料を控除していたはずである。」旨回答していることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和21年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社から提出のあった社会保険加入記録により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該加入記録に申立人に係る厚生年金保険の記号番号の記載は無く、同記録に氏名の記載のある10人についてA社に係る事業所別被保険者名簿と突合したところ、厚生年金保険の記号番号の記載がある4人については、被保険者資格を取得していることが確認できるが、記号番号の無い申立人を含む6人については、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A社は、「申立人は当該加入記録に厚生年金保険の記号番号の記載が無いことから、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨供述している。

さらに、申立人が記憶する上司は死亡しており、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 4 日

グループ会社間の異動時における手続誤りのために、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 4 日

グループ会社間の異動時における手続誤りのために、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA公団B支部における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和22年11月1日、資格喪失日は26年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年11月から24年4月までの期間は600円、同年5月から26年3月までの期間は2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、C社（現在は、D社）E支店における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年11月1日から26年7月1日まで

A公団又はC社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にC社に在籍し、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人の妻は、「一時期、申立人は公団（詳細は不明。）などに出向したことがあったと聞いているが、D社からの在籍証明書のとおり、C社に在籍していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

申立期間のうち、昭和22年11月1日から26年4月1日までの期間について、D社から提出された申立人の人事記録により、申立人が21年4月26日付けでC社の「営業部付F協会」勤務となり、22年7月1日付けで「依願解傭（公団）」となって、26年4月1日付けで再び同社E支店勤務となっているが、当該期間における基本給が記載されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、同保険の制度開始の昭和22年11月1日か

ら申立人がC社を退職する52年2月28日まで、同社の被保険者として記録されていることが確認できる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和19年10月1日に資格を取得、22年7月1日に資格を喪失、同年9月1日に資格を取得、同年11月19日に資格を喪失した旨記録されているほか、A公団B支部における資格取得日が同年10月1日であることが記録されていることから、申立期間において、申立人がC社及びA公団に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、昭和19年10月1日に資格を取得、22年11月1日に資格を喪失した後、C社において26年7月1日に再取得と記録されており、A公団B支部における加入記録が無いことが確認できる。また、同公団における申立人の加入記録については、同公団に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載は無く、申立人に係る上記被保険者台帳（旧台帳）に資格取得日は記載されているものの、資格喪失日が記載されていないため、不備な記録となっていることから、基礎年金番号に未統合の記録となっていると認められる。

このことについて、日本年金機構に、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたと思われるA公団B支部の適用事業所及び資格喪失日について照会したところ、同機構は、「調査したが、確認できる資料が無く詳細は不明である。」と回答している。

また、A公団B支部に係る各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様にC社から同公団B支部に出向していたと思われる従業員のうち、雇用保険の加入記録が確認できる従業員のほとんどが、申立人と同様に、昭和22年11月1日から同社退職時まで雇用保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、上記従業員について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録を確認したところ、A公団B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された被保険者期間の記録が、同台帳においても記載されている者が15人（当該記録の前後がC社の被保険者期間であると確認できる者が8人、前又は後の期間のみ同社の被保険者期間であると確認できる者が7人）いる一方で、同台帳が見当たらない者が一人、同被保険者名簿に記載された期間の記録が同台帳に記載されていない者が5人いることが確認できる。

さらに、上記21人の従業員のうち、一人の従業員はA公団B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年10月1日に資格を取得し、25年3月31日に資格を喪失していることが確認できるが、一方、旧台帳においては、事業所名をC社として、22年10月1日に資格を取得したことが記録されているものの、申立人と同様に資格喪失日の記載は無い。しかし、上記従業員は、「当時、私は、C社への復職を前提として、同社からA公団B支部に出向していた。具体的な期間は分からないが、申立人も同公団B支部に勤務しており、出向扱いだったと思われる。」と供述していることから、申立人も同様の取扱いであったと考えるのが相当であり、社会保険事務所（当時）の年金記録の管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和22年11月1日から26年4月1日までの期間については、申立人は、C社からA公団B支部に出向し、当該期間

において継続して勤務していたことが推認できることから、申立人のA公団B支部における資格取得日は22年11月1日、資格喪失日は26年4月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上述の人事記録に記載されている基本給から、昭和22年11月から24年4月までの期間は600円、同年5月から26年3月までの期間は2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年7月1日までの期間については、上述の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がC社に継続して勤務し（A公団B支部からC社E支店に復職）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上述の人事記録に記載されている基本給から、2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、39年7月は3万3,000円、同年8月から40年4月までは3万6,000円、同年5月及び同年6月は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月31日から40年7月1日まで

申立期間は、A社の一部門に転籍した時期であるが、同社において継続して勤務していた。給料支払明細書(控)の一部を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で昭和34年4月1日から47年10月26日まで雇用保険に加入していることが確認できる。また、申立人から提出された同社の関連会社であるB社の社史により、申立人は、申立期間においてA社に在籍し、B社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出されたA社における昭和40年2月分から同年6月分までの給料支払明細書(控)において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年7月1日(以下「新適日」という。)に被保険者資格を取得し、かつ、A社から転籍した申立人を含む5人の同社における資格喪失日は、当初、一人は同年5月31日、申立人を含む残りの4人は同年6月1日と記録されていたところ、41年1月5日付で、いずれも遡及して39年7月31日に訂正されていることが確認できる。

また、上述の社史に昭和39年6月にA社からB社に転籍した旨の記載がある従業員

一人は、申立期間において、A社の被保険者となっていることが、上記被保険者名簿により確認できる。

これらのことから、A社に在籍し、B社で勤務していた者は、同社の新適日以前には、A社において被保険者となる取扱いであったと考えられる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の記録から、昭和39年7月は3万3,000円、同年8月から40年1月までは3万6,000円とすることが妥当である。

一方、昭和40年2月から同年6月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を認定することとなるが、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるとされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記の給料支払明細書（控）では、昭和40年2月から同年4月までについては、保険料控除額及び支給総額に見合う標準報酬月額はいずれも3万6,000円であり、同年5月及び同年6月については、保険料控除額に見合う標準報酬月額が2万2,000円、支給総額に見合う標準報酬月額は6万円であることが確認できる。

したがって、申立期間のうち昭和40年2月から同年4月までの期間の標準報酬月額については3万6,000円、同年5月及び同年6月については2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人同様、A社からB社に移籍し、同社の新適日に被保険者資格を取得している者のみが、A社での資格喪失日を遡って訂正されていることが確認できることから判断すると、事業主から当該訂正に係る届出がなされ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日は 71 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 12 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A 社は平成 16 年 7 月 9 日、17 年 7 月 12 日及び 18 年 7 月 12 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日、17年7月8日及び18年7月12日は71万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日は 58 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は平成 16 年 7 月 9 日及び 17 年 7 月 12 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日は 58 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 58 万円、17 年 7 月 8 日は 58 万 5,000 円、18 年 7 月 12 日は 52 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は平成 16 年 7 月 9 日、17 年 7 月 12 日及び 18 年 7 月 12 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年7月8日は58万円、17年7月8日は58万5,000円、18年7月12日は52万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 48 万円、17 年 7 月 8 日は 48 万 5,000 円、18 年 7 月 12 日は 49 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は平成 16 年 7 月 9 日、17 年 7 月 12 日及び 18 年 7 月 12 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日は48万円、17年7月8日は48万5,000円、18年7月12日は49万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 35 万円、17 年 7 月 8 日は 35 万 5,000 円、18 年 7 月 12 日は 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は平成 16 年 7 月 9 日、17 年 7 月 12 日及び 18 年 7 月 12 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日は35万円、17年7月8日は35万5,000円、18年7月12日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は平成 16 年 7 月 9 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、同年 7 月 8 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、24 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 28 万円、17 年 7 月 8 日は 31 万円、18 年 7 月 12 日は 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は平成 16 年 7 月 9 日、17 年 7 月 12 日及び 18 年 7 月 12 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日は28万円、17年7月8日は31万円、18年7月12日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 24 万円、17 年 7 月 8 日は 25 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A 社は平成 16 年 7 月 9 日及び 17 年 7 月 12 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 16 年 7 月 8 日は 24 万円、17 年 7 月 8 日は 25 万 5,000 円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 19 万円、17 年 7 月 8 日は 20 万円、18 年 7 月 12 日は 21 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は平成 16 年 7 月 9 日、17 年 7 月 12 日及び 18 年 7 月 12 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日は19万円、17年7月8日は20万円、18年7月12日は21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 22 万円、17 年 7 月 8 日は 23 万 5,000 円、18 年 7 月 12 日は 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は平成 16 年 7 月 9 日、17 年 7 月 12 日及び 18 年 7 月 12 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日は22万円、17年7月8日は23万5,000円、18年7月12日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 8 日は 23 万円、18 年 7 月 12 日は 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 8 日
② 平成 18 年 7 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は平成 17 年 7 月 12 日及び 18 年 7 月 12 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 12 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 17 年 7 月 8 日は 23 万円、18 年 7 月 12 日は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日は 66 万円、18 年 7 月 10 日は 66 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成 16 年 7 月 12 日、17 年 7 月 7 日及び 18 年 7 月 7 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日及び17年7月8日は66万円、18年7月10日は66万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日は 61 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成 16 年 7 月 12 日及び 17 年 7 月 7 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 16 年 7 月 8 日及び 17 年 7 月 8 日は 61 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 46 万 5,000 円、17 年 7 月 8 日は 47 万円、18 年 7 月 10 日は 48 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成 16 年 7 月 12 日、17 年 7 月 7 日及び 18 年 7 月 7 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日は46万5,000円、17年7月8日は47万円、18年7月10日は48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 37 万円、17 年 7 月 8 日は 38 万円、18 年 7 月 10 日は 39 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成 16 年 7 月 12 日、17 年 7 月 7 日及び 18 年 7 月 7 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日は37万円、17年7月8日は38万円、18年7月10日は39万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 30 万円、17 年 7 月 8 日は 30 万 5,000 円、18 年 7 月 10 日は 31 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成 16 年 7 月 12 日、17 年 7 月 7 日及び 18 年 7 月 7 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日は30万円、17年7月8日は30万5,000円、18年7月10日は31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 8 日は 25 万円、17 年 7 月 8 日は 26 万円、18 年 7 月 10 日は 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成 16 年 7 月 12 日、17 年 7 月 7 日及び 18 年 7 月 7 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月8日は25万円、17年7月8日は26万円、18年7月10日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、貸金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成 18 年 7 月 10 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成 18 年 7 月 7 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同社から提出された預金通帳の写しには、同年 7 月 10 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、貸金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月1日から41年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から41年10月頃まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社して1か月後に倉庫勤務になり勤務場所は変わったが、申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和40年8月1日から41年8月1日までの期間について、申立人の雇用保険の加入記録及びA社本社従業員の供述から判断すると、申立人は40年8月1日から41年7月31日までの期間について同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に申立人と同じ倉庫で勤務していたとする従業員の厚生年金保険の記録は、雇用保険の記録と符合しているところ、申立期間当時にA社で社会保険事務を担当していた者は、「申立人の勤務期間等については記憶に無いが、資格の得喪に係る届出事務を全て自らが行っていた。雇用保険のみ資格喪失手を忘れることは考え難く、雇用保険の記録があれば同社に在籍していたと考えられ、厚生年金保険料も控除していたはずである。」旨供述をしている。なお、当時の経理担当者は、当時の給与は現金支給であり当該倉庫に勤務する者の給与は、本社から届けられていたと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の役員等も所在が不明であり、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間のうち昭和41年8月1日から同年10月頃までの期間については、雇用保険の離職日は同年7月31日と記録されていることから、当該期間の勤務が確認できない。

また、A社は、上記のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の連絡先は不明であることから供述が得られず、当該期間における厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、申立人が記憶している上司は、申立人を記憶していない旨供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿で当該期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった6名は申立人の勤務期間については、記憶していない旨回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日が確認できる辞令書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった辞令書により申立人が申立期間もA社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社は、厚生年金保険料は翌月控除であり、退職月の月末まで勤務した社員については、退職月支給分の給与から2か月分の保険料を控除しているが、申立人については、辞令書により月末まで勤務していることは確かであることから、申立期間の厚生年金保険料は控除していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年9月の随時改定に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和56年1月1日から57年2月1日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年2月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和56年1月から同年7月までの期間は24万円、同年8月から57年1月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和57年8月31日から同年11月14日までの期間については、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年11月14日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月1日から57年2月1日まで
② 昭和57年8月31日から同年11月14日まで

申立期間については、A社及びB社で継続して勤務していた。いずれも同一企業グループ内の会社であったが、申立期間のうち、一部の期間の厚生年金保険に係る加入記録が無く、また、一部の期間の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和56年12月31日)の後の昭和57年2月22日付けで、遡って、申立人の同社における資格喪失日は、56年12月31日と記録されている上、標準報酬月額は、当初、同年1月から同年7月までは24万円、同年8月から同年11月は28万円と記録されていたところ、9万8,000円に減額訂正処理が行われたこと

が確認できる。

また、申立人の同僚は、申立人は経理担当者であったが、厚生年金保険事務には関与しておらず、記録訂正の前後の期間を含め申立人の勤務形態及び勤務内容に変化は無い旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和56年12月31日とするとともに、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後で、遡って、標準報酬月額に係る記録を減額訂正する処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る喪失日及び標準報酬月額の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である57年2月1日であったものと認められ、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業所が社会保険事務所に当初届け出た、56年1月から同年7月までは24万円、同年8月から57年1月までは28万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は、B社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人について、昭和58年1月11日付けで、当初記録されていた57年11月14日の資格喪失日及び同年10月の定時決定の記録が取り消され、同社における資格喪失日は、同年8月31日と訂正されている。

また、申立人と同様に、資格喪失日が昭和57年8月31日と記録又は訂正処理された従業員が28人確認でき、そのうち一人については、当初、資格喪失日が同年12月1日と記録されていたところ、これが取り消され、申立人と同じ資格喪失日とされたことが確認できる。

さらに、申立人の同僚は、申立人は経理担当者であったが、厚生年金保険事務には関与しておらず、記録訂正の前後の期間を含め申立人の勤務形態及び勤務内容に変化は無い旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和57年8月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は当初記録されていた同年11月14日であったものと認められ、申立期間②に係る標準報酬月額は、同年7月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間における標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を111万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額（111万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金基金加入員記録及び健康保険組合加入記録によると、申立期間の標準賞与額はいずれも111万1,000円と記録されている。

さらに、A社は、申立人を平成15年6月30日付けで定年退職とし、同年7月1日付けで再雇用しているが、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出する時点では、申立人の新たな被保険者整理番号が決定されておらず、再雇用前の被保険者整理番号が印字されている賞与支払届の用紙により、申立期間に係る賞与の届出を行ったとしている。

一方、年金事務所が保管するA社に係る申立人の申立期間の賞与支払届を処理したフロッピーディスクによると、再雇用前の被保険者整理番号が記録されていることが確認できる。オンライン記録によると、当該届出は申立人の資格喪失日を平成15年7月1日として処理を行った同年8月4日の翌日である同年8月5日付けで資格喪失後の賞与として処理されている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社における被保険者資格の再取得日は喪失日と同日の平成15年7月1日、当該処理日は同年8月4日と記録されていることが

確認でき、当該賞与に係る届出が処理された同年8月5日においては、同社における申立人に係る被保険者資格の再取得の処理がなされていることが確認できる。

また、年金事務所に対し、賞与支払届が、再雇用前の被保険者整理番号で提出された場合の処理について確認したところ、「希少なケースでもあり、当時、業務処理マニュアルは無いが、電話等で事業所に確認をした上で、状況により処理の仕方は異なるものの、社会保険事務所が再雇用後の番号に訂正して処理を行う場合や、その者だけの分を後日再提出するよう指示するなどにより対応を行っていた。」と回答している。

これらの事実を併せて判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人の再雇用後の被保険者整理番号として記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除項目一覧表における賞与額から、111万1,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年9月30日から同年10月7日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与からは昭和54年9月の厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書から、申立人がA事業所に昭和54年10月6日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年9月分の給料支払明細書における厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和34年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月1日から35年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社本社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年12月1日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和35年1月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年3月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役であったが、営業担当として勤務しており、厚生年金保険関係事務に権限を有する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年3月31日より後の同年4月6日付けで、3年4月から5年2月までは44万円が8万円に遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった申立期間に係る源泉徴収票において、オンライン記録に当初記録されていた標準報酬月額である44万円に基づく保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時、代表者は、ワンマン経営者で会社の実権を握っており、申立人は、単なる営業担当であり、標準報酬月額の減額訂正に権限を有する立場ではなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年6月23日、資格喪失日が平成3年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成3年8月31日から同年9月1日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年6月23日、資格喪失日が平成3年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、B社から提出のあった人事記録及び同社が加入する健康保険組合から提出のあった選挙人名簿（同組合の被保険者台帳と同等のもの）から判断すると、申立人は、平成3年8月31日までA社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成3年7月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月16日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社本社から提出のあった人事記録及び同社が加入する健康保険組合から提出のあった加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和39年1月16日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年2月のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年10月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年9月30日から同年10月1日まで
年金事務所から連絡があり、A社の申立期間に係る年金記録が訂正されていることを知った。申立期間も同社に勤務していたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、離職日が平成4年9月30日と記録され、申立期間の勤務が確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、当初、平成4年10月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成4年10月16日)の後の同年11月2日付けで、遡って当該記録が取り消され同年9月30日と訂正されたことが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本に申立人の氏名は無く、申立人の妻は、申立人は、技術的な仕事を行っていた旨供述していることから、申立人は、当該訂正処理に関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た平成4年10月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正処理前のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 42 年 3 月までの期間及び 47 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 41 年 4 月まで
② 昭和 41 年 5 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 6 月頃に区の職員から今なら未納期間の国民年金保険料を全て納付できると聞き、申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 55 年 6 月頃に当時居住していた区で申立期間の保険料を集金人に遡って一括で納付したと説明しているが、申立期間①については、申立人は、当該期間当時は体調を崩して療養しており、保険料を一括納付する際に集金人から申請免除制度もあると言われた記憶があり、保険料を納付していなかったかもしれないと説明していること、申立人が所持している年金手帳、所轄社会保険事務所（当時）の被保険者台帳及び当該期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿には、被保険者資格の取得日は昭和 41 年 5 月 20 日と記載されており、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③については、上記の区では、集金人は特例納付保険料の収納取扱いを行っていなかったとしているほか、申立人は、特例納付をしたとする保険料額の記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、昭和 55 年 6 月に保険料を一括納付する際に年金の受給権について集金人からアドバイスを受けたと説明しており、同月に上記社会保険事務所が発行した厚生年金保険被保険者期間調書を所持していること、申立人は、55 年 6 月に当該時

点で過年度納付が可能であった 53 年 4 月分まで遡って保険料を納付していることが確認でき、当該過年度納付を行ったことにより、申立人は、60 歳に到達するまで保険料を納付すれば、厚生年金保険被保険者期間と合わせて年金の受給資格期間（300 か月）を満たすことができることとなり、特例納付をしなければならない状況にはなかったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月及び平成 4 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月
② 平成 4 年 12 月

私は、昭和 59 年 12 月に会社を退職した際、郵送されてきた納付書で申立期間①の国民年金保険料を納付した。平成 4 年 12 月に退職した際は、私の妻が、申立期間②の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金の手帳の交付に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録により、申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成 15 年 9 月 8 日に記録追加されていることが確認でき、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区、市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年3月まで
私は、昭和44年12月に区役所の出張所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間当時に居住していた区では、申立期間当初、印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶が無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の昭和46年4月頃に払い出されているものの、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年12月まで

私が申立期間当時に勤務していた商店の経営者の妻は、私が20歳になる昭和45年*月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれると言っていた。その後、私は国民年金保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間当時に居住していた区では、申立期間当初、印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人は、印紙検認により保険料を納付した記憶は無いと説明している。

また、国民年金の加入手続をしてくれたとする勤務先の経営者の妻から、当時の加入手続等について聴取することができないため、当時の加入状況が不明である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年10月時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が無いと説明している上、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続の時期、年金手帳の交付時期、保険料の納付開始時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年 6 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無い上、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から62年3月まで
私は、退職後すぐに国民年金の加入手続を行っており、国民年金保険料については、私の母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする母親は、保険料の納付開始時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無い上、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、41年4月から42年3月までの期間、44年1月から同年3月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで
③ 昭和44年1月から同年3月まで
④ 昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和35年頃に夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。仕事が忙しく、集金人が来たときに支払う感覚であったことから保険料を納付していなかった期間があったが、最終的には、55年に夫婦の不足分の保険料をまとめて市役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、集金人に3、4回程度保険料を納付した記憶があると説明するものの、納付時期及び納付額の記憶が曖昧であり、昭和55年に一括納付した際の納付対象期間及び納付額の記憶についても曖昧である上、申立期間①、②及び④の保険料は、申立人が一緒に保険料を納付していたとする妻も未納である。

また、特殊台帳によると、申立人の妻は、昭和54年7月及び55年6月に、第3回特例納付により、43年4月から44年2月までの保険料を納付し、60歳までの納付可能月数が241か月となったことで、妻の受給資格期間240月を満たしていることが確認できるため、受給資格期間を満たすための特例納付であったものと推察される上、当該特例納付時点では、申立人は60歳までの納付可能月数が180か月であり、申立人の受給資格期間180月を満たせる状況にあったことが確認できる。

さらに、申立人が居住する市の当時の広報紙に、「特例納付した後は、60歳になる

までは、保険料の納め忘れがないようにお願いします」と記載されていることから、行政側では、受給資格期間を満たすことを目的として特例納付させていたものと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間、44 年 3 月及び 46 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 44 年 3 月
④ 昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月まで

私の夫は、私の国民年金保険料を夫の分と一緒に納付してくれていた。一部に保険料が未納となっている期間もあったが、最終的には、昭和 55 年に夫婦の不足分の保険料を全て市役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、集金人に 3、4 回程度保険料を納付した記憶があると説明するものの、納付時期及び納付額の記憶が曖昧であり、昭和 55 年に一括納付した際の納付対象期間及び納付額の記憶についても曖昧である上、申立期間①、②及び④の保険料は、一緒に保険料を納付していたとする夫も未納である。

また、特殊台帳によると、申立人は、昭和 54 年 7 月及び 55 年 6 月に第 3 回特例納付により、43 年 4 月から 44 年 2 月までの保険料を特例納付していることが確認でき、これによって 60 歳までの納付可能月数は 241 月となり、申立人の受給資格期間 240 月を満たしていることから、行政側は申立人が受給資格期間を満たせるように必要な納付月数を計算して特例納付させたものと推察される上、申立人が居住する市の当時の広報紙に、「特例納付した後は、60 歳になるまでは、保険料の納め忘れがないようにお願いします」と記載されていることから、行政側では、受給資格期間を満たすことを目的として特例納付させていたものと考えられることなど、夫が申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から同年 5 月まで

私は、会社を退職した昭和 63 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、送付された納付書で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の場所、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 4 年 4 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無いなど、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和46年*月頃に区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、自営業を手伝う私の給料から天引きし、父母の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年5月は、第2回特例納付実施期間ではあったものの、申立人は、母親から特例納付により保険料を納付したと聞いた記憶は無いと説明しているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 5 月までの期間、51 年 1 月及び 54 年 3 月から 58 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 49 年 5 月まで
② 昭和 51 年 1 月
③ 昭和 54 年 3 月から 58 年 5 月まで

私は、退職後の昭和 48 年 4 月頃に国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していた。その後も退職する都度、加入手続を行い、保険料を納付していた。58 年 6 月に婚姻したときに、今後は夫の厚生年金保険から自分の保険料が控除されると勘違いして自ら国民年金の喪失手続をしたが、それまでは間違いなく国民年金に加入していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額、納付場所及び納付頻度に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 9 月時点では、申立期間は全て時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を交付された記憶が無いと説明するなど、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から9年3月まで
私の母は、私が20歳になったときに、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、就職するまでの国民年金保険料については免除申請手続きを行ってくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の免除申請に関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、免除申請を行っていたとする申立人の母親は、申立人の年金手帳を受け取った記憶、免除申請手続に関する記憶及び免除申請承認通知書を受け取った記憶が曖昧である。

また、戸籍の附票によると、申立人は申立期間の始めの頃の平成3年3月に市外に転居していることが確認できるが、申立人は、転居後には国民年金の住所変更手続き及び免除申請手続を行っていないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、未加入期間であるため、制度上、保険料の免除申請をすることができない期間である上、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた市、区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年12月まで

私は、会社退職後、しばらくは国民年金保険料を納付していなかったが、納付の督促を受けたため、昭和62年4月頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を遡って納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年2月に払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立人は、当該払出時点から過年度納付することが可能な申立期間直後の昭和62年1月分まで遡って保険料を納付したものと推察されるものの、当該払出時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から57年7月まで
私は、昭和56年3月に会社を退職し、同年4月に私か父のどちらかが私の国民年金の加入手続を行ったと思う。また、国民年金保険料は父が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った者に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月から 6 年 3 月まで

私は、20 歳になった平成 2 年*月に A 市の B 区役所から国民年金の加入案内があったので、同区役所で加入手続を行った。加入時から婚姻前の平成 3 年 10 月までの期間の国民年金保険料は C 郵便局で納付した。平成 3 年 11 月の婚姻後の期間は、私が夫婦の保険料を C 郵便局で毎月一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20 歳になった平成 2 年*月に A 市の B 区役所から国民年金の加入案内があったので、同区役所で加入手続を行った。加入時から婚姻前の平成 3 年 10 月までの国民年金保険料は C 郵便局で納付した。平成 3 年 11 月の婚姻後の期間は、私が夫婦の保険料を C 郵便局で毎月一緒に納付していた。」と主張している。

しかしながら、A 市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号の払出しは、申立人が 20 歳になった平成 2 年*月ではなく、6 年 8 月 15 日であることが確認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、2 年 1 月から 4 年 6 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により納付することができない期間である。その上、申立期間のうち、4 年 7 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において過年度納付することが可能であるものの、申立人は「申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、納付したとする保険料の納付金額及び納付頻度の記憶が曖昧である。

なお、平成2年当時における20歳になった者を対象にした国民年金の個別勧奨の実施状況について、A市は、「平成2年において20歳になった者に国民年金の個別勧奨を行った記録はない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年頃から 55 年 12 月まで
私は、申立期間について、A区役所から国民年金保険料の納付書が届いたため、2か月又は3か月ごとに銀行又は郵便局において保険料を納付した。申立期間が未加入とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A区役所から国民年金保険料の納付書が届いたので、2か月又は3か月ごとに銀行又は郵便局において保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が国民年金に任意加入したことによって昭和 56 年 1 月頃に払い出されていることが推認できる。その上、申立人は、「任意加入する前に国民年金手帳を所持していた記憶が無い。」と述べており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、申立人が婚姻した昭和 42 年 11 月以降に申立人の夫が厚生年金保険に加入していることなどから任意加入が可能な期間であるものの、国民年金の任意加入手続をしていない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、A区においては、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料の納付方法は、印紙検認方式がとられているが、申立人は、印紙検認方式で納付した記憶が無い。

さらに、A区における昭和 57 年 12 月 14 日作成の年度別納付状況リストにおいて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたこと示す記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成3年3月まで
私の父は、私が20歳の昭和62年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が20歳の昭和62年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成3年12月頃に払い出されていることが推認できる。その上、申立人は、「現在所持している手帳は、再交付された1冊のみであるが、これまでにほかの手帳が交付されたか否かは不明である。」と述べており、申立期間同時に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち昭和62年9月から平成元年11月までの期間の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により納付することはできない。

また、申立期間のうち平成元年12月から3年3月までの期間の保険料は、前述の年金手帳記号番号の払出しの時点において、過年度納付が可能であるものの、申立人の保険料を納付していたとする父は、「保険料をまとめて納付した記憶は無い。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の父は、申立期間の一部を含む、昭和61年1月から62年12月までの期間及び63年5月の保険料が未納となっている。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、自身の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の父は、申立人の国民年金の加入時期及び保

険料の納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月から 4 年 5 月まで
私の母は、私が A 国に留学中に B 区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成 6 年 5 月頃に払い出されたものと推認できる。また、申立人及びその母は、現在所持している手帳以外に年金手帳の記憶が無く、当該手帳記号番号が払い出される前において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち 3 年 2 月から 4 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。さらに、申立期間直後の 4 年 6 月から 5 年 3 月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前に過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の母は、「息子が 20 歳になった年より少し遅れて加入手続を行い、遡って保険料を納付した記憶はあるが、加入手続をした時期や納付金額、どこまで遡って納付したか等の記憶は無い。」と述べている。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成 4 年 10 月まで
私は、社会人になった昭和 59 年 4 月に、私の父から国民年金の加入を勧められ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会人になった昭和 59 年 4 月に、私の父から国民年金の加入を勧められ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が加入手続を行ったと主張する昭和 59 年 4 月ではなく、平成 6 年 2 月頃に払い出されていることが推認できる上、申立人が現在所持している年金手帳にも「6. 2. 22 交付」のゴム印が押されている。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から平成 3 年 12 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から平成 2 年 3 月頃までの期間の国民年金保険料は、納付書で毎月納付していた。」と述べているが、申立人が居住していた市においては、当該期間のうち昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、3 か月ごとに納付する方法がとられていたことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで
私の父は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳における国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 54 年 1 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「この年金手帳以外に手帳を受け取ったことはない。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間直後の昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、納付されていることが確認できる上、前述の手帳記号番号の払出しの時点である昭和 54 年 1 月頃において、遡って納付可能な昭和 51 年 10 月までの保険料が過年度納付されていることが推認できる。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父は、申立人の申立期間の保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から同年12月まで
私は、区役所職員から国民年金に加入するよう勧められたので、国民年金に加入し、国民年金保険料を一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を所持していたと説明しているが、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立人が現在所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から48年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。同居していた両親の保険料は納付されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年8月に払い出され、当該払出時点では、申立期間の一部の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は母親から申立期間の保険料を遡って納付したことを聞いた記憶は無いと説明しているほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、新たな資料の提出や具体的な説明が無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月及び同年4月、同年5月から49年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月及び同年4月
② 昭和48年5月から49年8月まで

私は、働きに出る前の自身の収入が無い時期に国民年金に加入し、以降の国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納とされ、②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

申立期間①は、当該期間は平成6年10月に国民年金の強制被保険者期間として入力処理されたことがオンライン記録で確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年11月時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②は、国民年金に任意加入する前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年4月まで

私は、会社退職後に国民年金保険料を払うようにとの書類が届いたので、郵便局で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、退職後に国民年金の書類が届き、郵便局で保険料を納付していたと説明しているが、国民年金の加入手続の時期、申立期間の保険料の納付金額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年5月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年12月から15年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月から15年4月まで

私たち夫婦は、厚生年金保険を止めた後、妻が夫婦二人の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。加入後も会社の経営が厳しいため国民年金保険料、国民健康保険税及び地方税は滞納していた。私は、差押書が届いたため、会社で先日付小切手を振り出してもらい、市役所に納付委託を申し出て、それまで滞納していた国民健康保険税、地方税と一緒に保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は国民年金と国民健康保険に加入後も保険料、国民健康保険税及び地方税を滞納していたため差押書が届き、先日付小切手を会社で振り出してもらい、それまで滞納していた国民健康保険税、地方税と一緒に申立期間の保険料を納付したと主張しているが、制度上、保険料を滞納したことによる差押えは国が行うこととされており、市区町村では差押えをすることはできない。

また、申立人夫婦が所持する差押書の滞納一覧表及び納付受託書には保険料は記載されておらず、先日付小切手の合計額と滞納した国民健康保険税と地方税の合計額が一致しており保険料は含まれていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年12月から15年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月から15年4月まで

私たち夫婦は、厚生年金保険を止めた後、私が夫婦二人の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。加入後も会社の経営が厳しいため国民年金保険料、国民健康保険税及び地方税は滞納していた。夫は、差押書が届いたため、会社で先日付小切手を振り出してもらい、市役所に納付委託を申し出て、それまで滞納していた国民健康保険税、地方税と一緒に私の保険料も納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は国民年金と国民健康保険に加入後も保険料、国民健康保険税及び地方税を滞納していたため差押書が届き、先日付小切手を会社で振り出してもらい、それまで滞納していた国民健康保険税、地方税と一緒に申立期間の保険料を納付したと主張しているが、制度上、保険料を滞納したことによる差押えは国が行うこととされており、市区町村では差押えをすることはできない。

また、申立人夫婦が所持する差押書の滞納一覧表及び納付受託書には保険料は記載されておらず、先日付小切手の合計額と滞納した国民健康保険税と地方税の合計額が一致しており保険料は含まれていないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年11月まで

私は、母から私が20歳の頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は20歳の頃に母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと説明しているが、母親は申立人が20歳の頃に国民年金の加入手続きをした記憶が無く、加入後に約2年分の保険料を遡って納付したと説明しており、その説明内容は申立人の年金手帳の基礎年金番号が付番された平成9年1月に申立期間直後の6年12月から8年3月までの保険料が過年度納付され、8年度の保険料が9年2月に現年度納付されている納付記録とおおむね一致する。

また、申立人の年金手帳の基礎年金番号が付番された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から55年7月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和60年12月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する国民年金手帳以外に別の手帳を所持したことは無いとしており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から44年2月までの期間及び45年8月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から44年2月まで
② 昭和45年8月から49年12月まで

私の母は、私が20歳のときに国民年金の加入手続をしてくれ、昭和53年5月に結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳の頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと思うと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の50年11月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿で確認でき、当該払出時点では申立期間①の全て及び申立期間②の大半は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持した記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄には、申立期間②直後の50年1月から60年6月までの保険料は納付済みと記載されているものの、申立期間①及び申立期間②の保険料が納付済みである旨の記載は無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から63年3月まで
私の父は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする父親は、申立人が所持する年金手帳の「資格取得日」が昭和62年*月と記載されていることをもって、同日に国民年金に加入し保険料を納付したはずであると説明しているが、この「資格取得日」は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続きや保険料の納付をした時点を示すものではない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年5月に払い出されていることが確認でき、学生が強制加入になった3年4月から4年3月までの過年度保険料を納付しているものの当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する年金手帳以外に年金手帳は所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10468 (事案 2139 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料の支払を妻に任せていたが、昭和 62 年に父の遺産が入ったので、私が、追納できる過去 10 年以内の夫婦二人分の保険料を全て納付した。申立期間について、妻の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が夫婦二人の保険料を追納したとする額は、社会保険庁(当時)の記録上、申立期間を除く納付済みとなっている期間の保険料と一致する上、申立人は保険料の全額免除の申請を行った時期及び保険料を追納したことに係る記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料の免除を申請し、その後保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、追納した金額について、前回説明した 120 万 6,080 円ではなく約 126 万円であったと主張するが、申立人からは当該金額の根拠について明確な説明が得られず、昭和 59 年 5 月作成時点の年度別納付状況リストによると、申立人の申請免除期間は当該期間直後の 55 年 4 月からとされていることが確認でき、申立期間は免除期間ではないことから保険料を追納することができない期間である上、申立人は当該期間の免除申請手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から60年3月まで
私の父は、私が20歳のときから昭和60年3月までの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から、当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時に居住していた区が発行した昭和62年6月12日付けの「国民年金保険料納付書の送付について」を所持しており、当該通知には、「このたび国民年金に加入されました。つきましては、保険料納付書（昭和60年4月分～昭和62年9月分）をお送りしますので、お近くの金融機関等でお納めください。」と記載されている。このことから、申立人が国民年金に加入した直後に、当該通知時点で遡って納付可能な申立期間直後の60年4月から62年3月までの過年度納付書及び同年4月から同年9月までの現年度納付書が送付されたことが確認できる上、当該通知時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持したことは無いと説明するなど、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から7年10月まで

私は、夫の勤務先から国民年金の第3号被保険者と健康保険の扶養の資格が喪失していたとの連絡を受け、送付されて来た納付書で国民年金保険料を郵便局で遡って全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間の始めの平成6年1月に係る第3号被保険者の資格喪失については、そのオンライン入力処理が10年1月6日に遡って行われており、申立期間直後の7年11月の保険料が9年12月22日に納付され、7年12月から9年3月までの保険料が10年1月20日に納付されていることから、当該資格喪失日に係る届出は9年12月に行われたものと考えられるものの、当該時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月まで
私の母は、私が共済組合に加入していることを知らずに、私の国民年金の加入手続きを行い、私が 20 歳まで遡って国民年金保険料を納付したと聞いた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付したとする母親は当時の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、共済組合に加入中である平成元年 12 月頃に払い出されていることが確認でき、オンライン記録及び申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、元年 4 月から 2 年 1 月までの保険料が納付された後、公的年金加入を理由に 2 年 4 月に還付決議されていることは確認できるものの、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持した記憶が無く、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 7 月までの期間、62 年 9 月及び平成元年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 62 年 9 月
③ 平成元年 4 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職した昭和 62 年 4 月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。その後も厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付してきたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付場所、納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、平成 4 年 12 月以降に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月、同年12月から49年3月までの期間、50年1月から同年12月までの期間及び60年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月
② 昭和48年12月から49年3月まで
③ 昭和50年1月から同年12月まで
④ 昭和60年4月から同年12月まで

私は、結婚のため上京した昭和48年11月に国民年金の加入手続をし、納付書で国民年金保険料を納付していた。その後も会社を退職した都度、再加入の手続をし、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①、②及び③については、申立人は、婚姻した昭和48年11月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号はこれらの期間後の59年4月に払い出され、申立人は、当該払出時期に交付されたとみられる年金手帳のほかにも年金手帳を所持していたことは無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間①については、平成14年2月に未加入期間から未納期間に記録が変更追加され、それまでは未加入期間であり、申立期間②及び③については、任意加入適用期間の未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間④については、申立人が所持している年金手帳及び当該期間当時居住していた市の申立人の被保険者名簿には、当該期間に係る被保険者資格の資格取得日及び喪失日の記載が無く、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付すること

ができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年3月まで
私が父の店で働いていて20歳になった時、店の経理を担当していた会計士が私の国民年金の加入手続をしてくれ、父が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続をしたとする父親の店の経理を担当していた会計士及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和42年7月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間のうち40年9月から41年3月までの期間は厚生年金保険加入期間であり、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した41年4月まで遡って保険料を納付していること、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている弟は、42年4月分以降の現年度保険料を納付しており、42年3月分の20歳時の過年度保険料が未納であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から49年3月まで

私の母は、私が20歳の頃に、私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を両親の分と一緒に納付してくれていた。両親の保険料は納付済みなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から申立人が20歳の頃に国民年金の加入手続をしたと聞いていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和50年3月頃に払い出され、49年4月以降の現年度保険料が納付されており、当該払出時点で申立期間のうち48年1月から49年3月までの期間の保険料は過年度保険料となり、それより前の47年12月以前の保険料は、当時実施されていた第2回特例納付により納付する以外にないが、申立人は、母親が保険料を遡って納付したとは主張していないこと、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶は無く、当該色の年金手帳は49年11月から発行されていることから加入手続は同月以降に行われたと考えられ、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年5月までの期間、並びに3年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から同年5月まで
② 平成3年3月及び同年4月

私は、会社を退職した後、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、保険料を市の支所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号及び基礎年金番号のみが記載され、国民年金の記号番号の記載が無い年金手帳を所持しており、現在所持する手帳以外の手帳の記憶は無いと説明しているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録から、申立期間は、平成12年8月に申立人の第3号被保険者資格取得に伴い、未加入期間から未納期間に記録整備されたことが確認でき、それまでは申立期間は未加入期間のため保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

私は、昭和 62 年 2 月末に厚生年金保険適用事業所を退職し、同年 3 月中に年金手帳を持って市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持している年金手帳には昭和 62 年 8 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得している旨が記載されていること、オンライン記録から、申立期間については、平成 5 年 9 月に資格取得及び資格喪失の記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたことが確認でき、それまでは未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 2 月まで
私は、昭和 62 年頃に母に勧められ区役所の出張所で国民年金保険料を納付した。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみ記載されている手帳 1 冊を所持しており、この手帳以外に手帳を所持した記憶が無く、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月、同年 7 月及び 60 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月及び同年 7 月
② 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、現在勤務している会社に入社したときに、国民年金の未加入履歴を指摘されて、遡って国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の一部が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成 12 年 11 月に厚生年金適用事業所に入社したときに、国民年金の未加入履歴を指摘されて申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと説明しているが、10 年 11 月から 12 年 11 月に厚生年金保険に加入するまでの期間の保険料を 12 年 12 月 11 日から定期的に過年度納付していることがオンライン記録から確認できるものの、当該過年度納付時点では申立期間①は時効により納付することができない期間であること、申立期間②は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人が申立期間当時に居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から平成元年 3 月まで
私の両親は、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続をしてくれており、申立期間の国民年金保険料は、私が就職後に職場か実家近くの金融機関から 4 回か 5 回に分けて納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額及び納付時期の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 5 月頃に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳によると、初めて被保険者となった日が 3 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の両親は、加入手続及び年金手帳の交付に関する記憶が無く、申立人自身も申立期間当時の年金手帳の記憶が無い上、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から49年1月まで

私は、長女が1歳になった昭和44年*月頃に、知人に誘われ、国民年金の加入手続を行い、近所の金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続の場所、手続の状況、保険料の納付場所、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時、申立人が居住していた市では、申立期間当初は印紙検認方式により保険料を徴収していたが、申立人は当該納付方法に関する記憶は無いと説明している。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は申立期間直後の昭和49年2月に任意加入して被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該手帳の印紙検認記録頁には、48年4月から49年1月までの印紙検認印の欄に「納付不要」の押印があるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで
私は、知人から国民年金保険料の免除制度を教えてもらったので、平成7年4月から大学を卒業する11年3月まで、毎年、町役場に免除の申請書類を提出していた。10年3月までは保険料の納付免除期間となっているのに、申立期間の保険料が免除とされておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、保険料の免除申請手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた町の国民年金電算情報には、申立人の氏名、国民年金手帳の記号番号、資格取得日、申請免除の承認期間等が記載されており、これらの記録に不自然さは無く、オンライン記録とも合致している上、当該国民年金電算情報には、「H10年度未申告のため免除申請書返送、H11.1.29」と記録されており、同町では、「申立人から、平成10年度分の保険料に係る免除申請書が提出されたものの、必要な証明書が添付されていなかったため、町から申立人に申請書を返送したものと考えられる。」と説明しており、申立人及び当時同居していた申立人の母親は、免除申請書が返送されたり、再申請した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年2月まで
私又は夫が、結婚した昭和47年2月に私の国民年金の加入手続を行い、以後は定期的に国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその夫は、国民年金の加入手続場所、その際に交付された国民年金手帳、保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和51年3月30日に任意加入した際に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から41年7月まで
② 昭和41年8月から46年1月まで

私の兄は、私が中学卒業後に兄の飲食店に就職したことから、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を私の給料から差し引いて納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人が20歳に到達する前の期間であるため、国民年金の適用除外期間であり、制度上、国民年金への加入及び保険料の納付を行うことができない期間である。

さらに、申立期間②については、保険料を納付したとする兄は、昭和44年8月に国民年金に加入するまでは未加入であり、オンライン記録によると、36年4月から43年3月までの保険料は納付済みであるものの、当該保険料は申立期間後に実施された第2回特例納付により遡って納付したものであることが確認できるなど、兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から58年3月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を妻と一緒に免除申請していた。申立期間の保険料が未納とされ、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の保険料の免除申請手続を行っていたとする申立人の妻は、国民年金の加入手続、免除申請の時期及び場所等の記憶が曖昧である。

また、申立人及びその妻は、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されており、一緒に免除申請を行ったとする妻も、申立期間①のうち厚生年金保険に加入していない期間及び申立期間②の保険料は免除されていない上、夫婦の手帳記号番号は、申立期間①より後の昭和58年7月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①は、制度上、保険料を免除することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区、市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が平成6年4月に就職して厚生年金保険に加入するまで、父の銀行口座からの口座振替により、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料は、父の通帳から同年3月16日に口座振替されていることが確認できるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を口座振替した証拠として、申立人の父親名義の銀行口座に係る出金記録を提出しており、当該出金記録によると、平成6年3月16日に国民年金保険料を支払っていることは確認できるものの、申立人が申立期間当時に居住していた市では、保険料の口座振替は翌月振替となっていたことから、当該記録は既に納付済みの同年2月分であると考えられる上、同年4月の出金記録には申立期間の保険料の支払いに該当する記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間直後の平成6年4月に他の市に転出しているが、同市において国民年金の住所変更手続きを行った記憶及び納付書により保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間、57 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 6 月まで

私は、大学を卒業した昭和 56 年 4 月から国民年金に加入し、年金手帳に被保険者期間として記録されている期間の国民年金保険料は全て納付しているはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金保険からの切替手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に申立期間の記載があることから、記載された期間は保険料の納付済み期間であると考えていたとしているが、「国民年金の記録」欄の記載は国民年金被保険者の資格得喪年月日及び被保険者期間を示すもので、保険料の納付済期間を示すものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 58 年 1 月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、申立人が大学を卒業した直後の 56 年 4 月 1 日に強制加入被保険者資格を取得し、厚生年金保険の被保険者となった 57 年 7 月 1 日に資格喪失、当該厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 58 年 1 月 1 日に再び強制加入被保険者資格を取得したことが記載されていたが、これらの記載には斜線が引かれ、新たに、申立期間①が強制加入期間として、申立期間②及び③が任意加入期間として記載されている。これは、申立人が申立期間②及び③の期間については大学院生であったことが判明したことから任意加入適用期間と訂

正したものと考えられるが、手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、当該手帳記号番号は取消処理されていることが確認できる。当該取消処理は、申立期間①が強制加入適用期間であることから取り消す必要は無かったと考えられるが、納付記録がある場合には、手帳記号番号が取り消されることは考えにくく、手帳記号番号取消に伴う保険料の還付記録も無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、当委員会における口頭意見陳述において、申立人は、申立期間当時も老後の生活における年金の重要性は十分に認識していたことから、必ず保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人から保険料納付をうかがわせる具体的な説明は得られなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していた状況はうかがえなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年12月まで
私の母は、私が20歳のときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和51年4月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち48年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該払出時点で、納期限が経過していない51年1月以降の保険料が納付済みであるが、申立人は、母親から申立期間の保険料を遡って納付したと聞いた記憶は無いとしていること、申立人は、母親から受け取った年金手帳は現在所持する国民年金の記号番号が記載された手帳1冊のみであると説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から11年4月まで
私は、結婚を機に国民年金の加入手続を行い、過去2年分の国民年金保険料を毎月遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録から、申立人の基礎年金番号は平成13年6月14日に付番され、申立期間直後の11年5月及び同年6月分の保険料を当該付番時点直後の13年6月25日に過年度納付していることが確認でき、当該付番及び過年度納付の時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が過去2年分の保険料を毎月遡って納付したとする説明は、申立期間直後の11年5月から13年3月までの期間の保険料をおおむね毎月過年度納付したことが確認できるオンライン記録と合致していること、申立人は、現在、18年8月に再交付された年金手帳を所持し、紛失した年金手帳は1冊のみであると説明しており、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月及び同年12月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月
② 昭和47年12月から48年12月まで

私は、区役所又は出張所で国民年金の加入手続を行い、加入後に国民年金保険料を納付しなかったことは無い。申立期間①の保険料が未納とされており、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時居住していた区での国民年金の加入手続の時期及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が任意加入したことにより、申立期間後の昭和51年8月に払い出され、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は同年8月12日と記載されており、それ以前の期間は国民年金の未加入期間とされていたこと、オンライン記録から、申立期間①に係る47年7月1日の資格取得及び同年8月1日の資格喪失は、平成5年11月に記録追加されたことが確認でき、当該記録追加時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間②は手帳記号番号払出以前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する国民年金の記号番号のみが記載されている年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳のほかにも手帳を所持していたことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から61年3月まで

私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和61年7月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、両親から保険料を遡って納付したと聞いたことは無いとしていること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持したことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から同年10月まで
私は、結婚した頃に国民年金保険料の未納分を市役所でまとめて納付したことを覚えていて、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付方法、納付時期、納付月数、納付回数及び保険料額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は申立期間の保険料を婚姻後に居住した市で納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該市の後に居住した市で平成7年12月に払い出されており、申立人が現在所持する年金手帳には当該市の住所の記載が無く、当該市の後に居住したとする3市の住所のみが記載されている。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された平成7年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から11年1月まで
② 平成11年2月から14年3月まで

私は、自分が大学生又は専門学生だった申立期間の①及び②について、当初、国民年金保険料の免除申請などをしていたが、専門学生だった申立期間の②のうちA区に住み始めた平成13年10月頃から16年3月頃までの期間において、社会保険事務所（当時）から送付されてきた納付書により、申立期間の①及び②の保険料を遡って追納してきた。申立期間の①が免除申請により免除とされた後に追納したにもかかわらず未納となっており、申立期間の②が追納したにもかかわらず免除申請による免除及び学生納付特例制度により納付義務が猶予されたままであることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間の①は、オンライン記録によると、国民年金保険料の免除申請がされていない期間であることが確認できる上、申立人は、当該期間の保険料の免除申請をした時期及び場所の記憶が曖昧である。その上、申立期間の①直後の期間であり、かつ、申立期間の②の一部期間である平成11年2月及び同年3月の期間は、オンライン記録によると、同年3月23日に国民年金保険料の免除申請により免除されており、申立期間の①は、当該免除申請時点において、制度上、保険料の免除申請を受けることができない期間である。これらのことから、申立期間の①は、申請免除期間であるとは認められず、保険料を追納することができない上、当該期間は、申立人が同保険料を納付し始めたとする13年10月頃において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。加えて、申立人の住所は、戸籍の附票及びオンライン記録によると、専門学校卒業後の平成14年4月にA区に移動されており、申立人が移動前に居住していたとする同区の申立人の自宅に申立期間の①に

係る保険料の納付書が送られることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の①の国民年金保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間の②は、オンライン記録によると、当該期間のうち、平成11年2月から12年3月までの期間及び13年4月から14年3月までの期間においては、国民年金保険料の申請免除期間であり、12年4月から13年3月までの期間においては、学生納付特例制度による保険料の納付猶予期間であることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の②について、追納の申し込みを行った記憶が曖昧であり、申立人は「納付書が送られてきたことをきっかけに保険料を納付した。」と述べている上、オンライン記録においても追納の申し込みの記録を確認することができない。

また、申立人は、「申立期間の②の国民年金保険料を自宅近くの郵便局及びコンビニエンスストアで毎月納付していた。納付金額は、13,300円に上乗せして17,000円ぐらいだった。」と述べているが、上乗せして納付していたとする金額は、申立期間の②の保険料を追納する際に加算される額を考慮したとしても、不自然な金額である上、コンビニエンスストアにおいては、制度上、平成16年2月より前に発行された納付書では保険料を収納することができない。

加えて、申立人が申立期間の②の国民年金保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、学生納付特例制度は、保険料の納付を免除するものではなく、猶予するものである。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年7月まで

私は、国民年金保険料を支払わないと将来年金がもらえないことを知っていたので、昭和59年3月に勤務先を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和59年3月に勤務先を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和62年10月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の資格喪失日は、昭和60年8月5日と記録されているが、当該記録は、62年10月19日に追加され整備されたものであることが推認できる。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、未納期間として記録整備されたものである上、申立期間当時においては、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 44 年 6 月まで
② 昭和 48 年 12 月から 51 年 12 月まで

私は、昭和 42 年 7 月頃に私の妻と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の①及び②に係る国民年金保険料は、私の妻が自宅近くの A 区役所の出張所で夫婦二人分一緒に納付した。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 42 年 7 月頃に私の妻と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。私の申立期間の①及び②に係る国民年金保険料は、私の妻が夫婦二人分一緒に納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人夫婦の国民年金の手帳記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 53 年 12 月 21 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人及びその妻は、「現在所持するオレンジ色の表紙の年金手帳以外に、別の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立期間の①及び②当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の①及び②のうちの昭和 48 年 12 月から 51 年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人の保険料を納付したとする妻は、保険料の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 51 年 12 月まで

私は、昭和 42 年 7 月頃に私の夫と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。申立期間に係る国民年金保険料は、私が自宅近くの A 区役所の出張所で夫婦二人分を一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 42 年 7 月頃に私の夫と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。私の申立期間に係る国民年金保険料は、私が夫婦二人分一緒に納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人夫婦の国民年金の手帳記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 53 年 12 月 21 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人及びその夫は、「現在所持するオレンジ色の表紙の年金手帳以外に、別の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうちの昭和 42 年 7 月から 51 年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月まで

私の母は、私が短大生であった 20 歳の昭和 62 年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成元年 5 月頃に払い出されたものと推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時は学生であった。」と述べており、申立期間は、国民年金に任意加入することができる期間であるものの、オンライン記録によれば、国民年金に加入しておらず未加入期間となっていることから、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする母は、既に死亡しているため、当時の加入状況及び納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付してきたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 58 年 3 月まで

私は、実家が自営業だったので、20 歳のときに A 区役所の B 出張所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳のときに A 区役所の B 出張所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A 区の手帳記号番号払出簿によれば、昭和 58 年 5 月 12 日に払い出されていることが確認でき、申立人は、「現在所持する年金手帳以外に年金手帳は無かった。」と述べており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、54 年 7 月から 56 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。また、申立期間のうち 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間は、過年度納付が可能な期間であるものの、申立人は、「遡って保険料を納付したことはない。」と述べていることから、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人の所持する年金手帳によれば、年金手帳の発行時における申立人の住所は、申立人が 20 歳の頃に居住していたとする住所ではなく、22 歳から 25 歳頃に居住していたとする住所が記載されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の手帳記号番号と連番で払い出された申立人の前夫の納付記録は、申立人と同様に昭和 58 年 4 月から国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確

定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 57 年 6 月まで

私は、会社を辞めた昭和 56 年 9 月頃に、国民年金の加入手続を行い、郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞めた昭和 56 年 9 月頃に、国民年金に加入手続を行い、郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、昭和 60 年 8 月に日本国籍を取得する前までの期間においては外国籍であり、57 年 1 月に国民年金の国籍条項が撤廃されたことから、申立期間のうち、56 年 9 月から同年 12 月までの期間は、国民年金の適用除外者となり国民年金に加入することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 6 月までの期間については、申立人は 56 年 3 月に婚姻しており、申立人の夫は共済組合員であることなどから、当該期間は、任意加入することができる期間となる。しかし、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、57 年 7 月 23 日に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する厚生年金保険の手帳記号番号が記載された年金手帳にも、「国民年金被保険者となった日」として「57 年 7 月 10 日」と記載されている。これらのことから、申立人は国民年金の任意加入手続を 57 年 7 月に行ったものと認められ、申立期間のうち 57 年 1 月から同年 6 月までの期間は、任意加入しておらず、未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 62 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 58 年頃、私の国民年金の加入手続を行い、私が就職する 62 年 4 月の前までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。父は、保険料を納付するごとに保険料を納付していた旨を私に語っており、納付していたことは間違いない。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人は、「申立期間当時は学生であった。」と述べており、申立期間は国民年金に任意加入することができる期間であるものの、オンライン記録によると、国民年金に加入しておらず、未加入期間になっている。これらのことから、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父は既に死亡しており、加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 52 年 12 月まで

私の妻は、結婚直後の昭和 53 年秋に、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、結婚直後の昭和 53 年秋に、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 55 年 4 月 7 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の妻は、「私の夫は、婚姻前は国民年金に加入していなかった。現在所持する年金手帳のほかに夫の年金手帳を所持していたかどうか覚えていない。」と述べており、申立期間当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 4 月 7 日は、第 3 回特例納付の実施期間中ではあるが、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻が主張する同納付金額は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、第 3 回特例納付により納付が可能である申立期間の保険料額と相違する上、申立人の申立期間の保険料が特例納付されたことを、「附則 4 条納付者リスト」で確認することができない。これらのことから、申立人の申立期間の保険料が第 3 回特例納付により納付されていないものと推認できる。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「私の妻が、昭和 53 年秋に、申立期間の国民年金保険料を一括納付した金額は 20 数万円である。」と述べているが、この納付金額をオンライン記録により検証すると前述の手帳記号番号が払い出された 55 年 4 月の時点で納付可能であった申立人の 53 年 1 月から 55 年 4 月までの期間の保険料及び申立人の妻の 53 年 7 月から 55 年 4 月までの期間の保険料並びに申立人及びその妻の 55 年 5 月から 56 年 3 月までの期間の前納による保険料の合計額は、申立人の妻が主張する納付金額とおおむね一致する。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 61 年 3 月まで

私の元夫は、私が勤めていた会社を退職し元夫の被扶養者となった昭和 51 年 8 月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間後の昭和 61 年 7 月頃に、第 3 号被保険者として加入手続きが行われたことにより払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、申立人の国民年金の手帳記号番号払出しの時点において、国民年金に加入していない期間であることから、当該期間は、制度上、遡って国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い保険料を納付していたとする申立人の元夫は、既に死亡しているため、当時の申立人の保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の元夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 58 年 6 月まで

私の母は、私が会社を退職してしばらくたった昭和 51 年 1 月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、私が 53 年 7 月に婚姻するまでの期間の私の国民年金保険料を納付していた。また、婚姻した後は、私が経営する会社において経理を担当していた私の伯父が、社会保険労務士の事務所を経由して、私の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立人が居住していたA区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間後の昭和 60 年 9 月頃に払い出されていることが確認でき、また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、昭和 60 年 10 月 7 日に過年度納付書が作成されていることが確認できる上、申立期間直後の 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていることから、申立人は、当該納付書により、時効期限内に納付が可能な 58 年 7 月からの期間の保険料を遡って納付したものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間のうちの昭和 51 年 1 月から申立人が婚姻する前の 53 年 6 月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の母は、既に死亡しているため、当時の加入手続及び納付状況を確認することができない。また、申立期間のうち昭和 53 年 7 月から 58 年 6 月までの期間について、申立人が経営する会社において経理を担当していたとする申立人の伯父は、既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。その上、申立人の保険料を納付していたとする社会保険労

務士の事務所において、申立人の保険料の納付に係る事務手続を行ったとする者は、「平成2年5月から申立人が経営する会社の厚生年金保険の適用に係る事務手続には関与したと思うが、申立人の国民年金保険料の納付には一切関与していない。」と述べている。

その上、申立人は、「申立期間のうちの昭和53年頃から56年頃までの期間において、私が経営する会社には従業員が二人おり、従業員の国民年金保険料も私の保険料と同じ方法と一緒に納付していたと思う。」と述べているが、オンライン記録によると、当該期間において、従業員であったとする者のうちの一人は、保険料を納付しておらず、他の一人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付していないことが確認できる。

加えて、申立人の母及び伯父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の母及び伯父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

A法人に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたと認められることが要件とされているところ、A法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、平成 18 年 12 月 12 日に同法人から賞与の支払を受けているが、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から7年4月30日まで
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した平成5年11月から6年1月までの期間、同年4月、同年6月、同年8月、同年10月及び7年1月の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、当該期間については記録訂正を行うことはできない。

また、A社の元代表者は既に死亡しており、B社は当時の資料は保存していないことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から9年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、その所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できないことから照会することができず、同社の事業主は、既に死亡しているため、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある者は、申立人の記憶していた経理担当者である同僚一人だけであるところ、当該同僚は申立期間当時の給与明細書を保有しておらず、申立人の申立期間の報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額については不明であるとしている。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額は、健康保険組合が保管する適用台帳には、22万円と記録されており、この標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、遡って減額訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16787 (事案 809 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで

A社の従業員として勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは間違いなく、第三者委員会の判断に納得できないため、今回新たに当時の写真3枚を提出し、証言を得られる同僚が判明したので、再調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てに対しては、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 6 日付けで、申立期間について年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。その理由として、申立人の主張する所在地において、申立期間にA社という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた記録が確認できない上、商業登記の記録は確認できなかったこと、申立人は事業主や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者にA社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかったこと等から、申立人は申立期間に、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できないというものであった。

これに対し、申立人は新たな資料として写真3枚を提出し、新たな情報として申立期間当時の証言が得られる同僚の氏名を挙げている。

しかし、申立人から提出された写真3枚は、前回の調査において提出された写真と同じであり、申立期間当時の証言が得られるとした同僚は、自分はA社の従業員ではなく、同事業所と取引があったB社の従業員であり、A社における申立人の厚生年金保険の取扱いに関しては分からない旨供述している。

また、申立人に対する電話聴取において、申立人はC社からA社に移った経緯があり、

自分と同様に移った従業員が一人いた旨の供述があったため、C社において昭和 40 年 8 月までに厚生年金保険の被保険者となっている従業員を調査したところ、同年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失している従業員が一人いたものの、当該従業員は同年 9 月 1 日からA社以外の会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているため、申立人の主張する従業員には該当せず、申立人が主張する従業員を特定することはできなかった。

以上のことから、申立人が提出した資料及び情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな情報は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から同年8月28日まで
A社で代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成9年8月20日付けで、9万2,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間を含め、現在まで同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納は無く、社会保険事務所（当時）の職員から厚生年金保険の標準報酬月額の引下げについて説明を受けたことは無いと主張しているが、「A社の社会保険の届出事務は全て自分が行い、平成9年に不渡りを出したことから、社会保険事務所へ行き、厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続を行った。」と供述している上、申立人が提出した同社の預金通帳の写しでは、保険料が口座振替されていない月があることが確認できるが、このことについて、申立人は、「口座振替できなかった期間の保険料については振込みにより納付した。」と供述しているが、領収書等を保有しておらず、納付について確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が関与することなく当該遡及訂正処理が行われたとは考え難く、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 16 日から 61 年 4 月 1 日まで

A 県教育局 B 教育事務所に採用され、C 市立 D 小学校に産休・育休代替の臨時的任用教員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同小学校に間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事異動通知書及び履歴書から、申立人は昭和 60 年 10 月 16 日から 61 年 3 月 31 日まで臨時的任用教員として C 市立 D 小学校に勤務していたことが認められる。

しかし、昭和 61 年 3 月 24 日付けの A 県教育委員会教育長の通知から、同県では、2 か月超 6 か月未満の臨時的任用教職員については、同年 4 月 1 日から社会保険を適用させることになったことが確認でき、同県教育局 B 教育事務所は、申立人は、申立期間当時、産休・育休代替の臨時的任用教員であり、社会保険に加入させていなかったと回答している。

また、A 県教育局 B 教育事務所の事務担当者は、「申立人を社会保険に加入させていないので、社会保険料を給与から控除していない。」と供述している。

さらに、E 事業団の回答書により、申立人は、昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで、夫の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年3月まで
A県B市にあったC社(現在は、D社)で勤務した期間の加入記録が無い。同社では学生アルバイトの身分であったが、勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務場所、業務内容及び雇用実態について具体的に供述しており、当該供述内容は申立人の記憶する勤務地において、申立期間より後の期間に勤務していた元従業員の勤務状況に係る供述と一致することから、時期は特定できないが、申立人は、A県B市において適用事業所であったC社E局において勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の人事記録等を管理しているF基金は、「申立人に関する人事記録等は確認できず、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨回答している。

また、C社E局に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和35年7月2日から43年3月31日までの期間に被保険者資格を取得している者は確認できず、このことについてD社は、当時の資料は無く、不明としている。

なお、申立人は当時の同僚として正規職員を一人記憶しているが、上記被保険者名簿及びオンライン記録から、当該同僚の所在を特定することができず、当該同僚から申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年10月まで
A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の額より低くなっている。
確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の額より低いと申し立てているが、同社の元代表者は死亡しており、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は、申立期間に係る保険料控除を確認できる資料を保有していないことから、同社における給与からの保険料控除額について、確認することができない。

また、A社において給与計算担当者であった申立人の親族は、「保険料控除については、標準報酬月額表に基づいて正しい保険料を控除していた。」旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月から21年3月まで

A社B製造所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社B製造所では、発動機を作る機械の移動、設置を担当し、会社付近の寮から通勤していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B製造所における申立人の勤務状況についての説明及び申立人から提出された同社B製造所の見取図は、同社の従業員の回答と符合する部分が多いことから、申立人が申立期間に同社B製造所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B製造所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、同社B製造所は昭和20年9月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、昭和20年1月から同年3月までの間にA社B製造所において、被保険者資格を取得した者のうち連絡先の判明した18名の従業員に照会したところ、回答のあった11名のうち5名は、「入社した後一定期間（10か月及び13か月）経過後に厚生年金保険に加入した。」と回答（6名は加入時期は不明と回答）していることから、同社B製造所では、申立期間当時、相当の期間を経過した後に従業員の厚生年金保険の加入手続を行っていたと考えられる。

さらに、A社B製造所の事業主は上記被保険者名簿に氏名が見当たらず、同社B製造所の社会保険担当者も特定できないことから、同社から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、申立人が寮及び職場で一緒だったとする同僚は、上記被保険者名簿に氏名が見当たらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月15日から7年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成6年10月15日に入国し、店長兼料理人として同社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の供述により、申立人が平成6年10月20日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間当時、上記A社で勤務していた複数の同僚は、いずれも親会社であるB社のオンライン記録において名前を確認することができるが、申立人の名前は確認することができない。

さらに、B社及びA社の元事業主は、「両社は既に倒産して関係資料が無い。当時、B社のマニュアルでは入社後3か月間を試用期間とする規定があり、申立期間は試用期間であり、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

加えて、B社の元経理担当者は連絡先が不明なため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除についてこれを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16800 (事案 4115 及び事案 11072 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月30日から31年9月1日まで

A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して再度申し立てたが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないことから、記録を訂正できないとの通知を受けた。

しかし、年金記録問題への対応策として、申立期間の勤務が推認でき、特別立法では領収書の証拠が無くても総合的に記録を分析、突き合わせて年金受給者を救済する判断をしてもらえらるゝとしており、また、再申立の通知文ではA社の事業主が従業員の厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続きを行い、申立期間の保険料控除をしなかったと考えられるとあるが、この点が年金官僚役人の行政指導による不正行為であるので、国の責任で、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の一部においてA社及びB社の両社とも厚生年金保険の適用事業所に該当せず、両社の事業主の所在等が不明なため保険料控除について確認できないこと、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無い同僚3人から申立期間の保険料控除が確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、「A社の同僚がこの時期結婚したばかりで、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと話していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を給料より控除されていたことが確認できたので、再度、調査してほしい。」と再申立てを行ったが、当該同僚の結婚年月日が昭和32年2月*日であり、申立期間が含まれないこと、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び当該事業主を含む36人について申立期間の加入記録が無いこと、さらに、A社の従業員が「申立期間当時は同社の経営が悪化した時期である」と回答してい

ることから、理由は不明であるが、事業主は同社の従業員の被保険者資格の喪失手続きを行い、申立期間の保険料控除を行わなかったと考えられることから、申立期間について、平成 22 年 8 月 4 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「年金記録問題の対応策として、特別立法では領収書の証拠が無くても総合的に記録を分析、突き合わせて年金受給者を救済する判断をしてもらえ。」としており、また、通知文では「理由は不明であるが、事業主がA社の従業員の厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続きを行い、申立期間の保険料を控除しなかったと考えられる。」とあるが、この点が年金官僚役人の行政指導による不正行為であるので、国の責任で、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

しかし、上記通知文のとおり、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び事業主を含む 44 人が昭和 30 年 8 月 30 日にA社において被保険者資格を喪失し、このうち申立人及び事業主を含む 36 人が 31 年 9 月 1 日にB社において被保険者資格を取得しており、申立期間の加入記録が無いことが確認できるが、厚生年金保険料の事業主による控除が確認できず、この他、当初の決定を変更すべき新たな事情は無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16801 (事案 11310 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月30日から40年11月30日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、確認できる関連資料及び周辺事情も無いため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができないこと、また、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項ただし書の「当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできないとの通知を受けた。

しかし、その後、弁護士から従業員の記録訂正については、証拠が無くても本人なら原則認める救済方法があると教えられ、年金記録の訂正について、年金第三者委員会に対して、法の趣旨に照らして、良識ある判断を求める申立てをしたらとのアドバイスをもらい再申立てをした。45年前のことなので、上記以外の新たな資料及び情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の事業主の「社会保険の事務や保険料の納付など社会保険に係る全ての業務を申立人に任せていた。」との供述、同社の社会保険事務を担当していた従業員の「申立人に教わりながら、申立人と一緒に一般事務、社会保険関係の事務を申立人の指示により行っていた。」との供述及び申立人自身が「自分と上記社会保険事務を担当していた従業員を除いて、他に社会保険事務を担当する者はいなかった。」との供述から、申立人は、申立期間当時、同社において、社会保険及び給与計算に係る事務に関与していたと認められることから、仮に、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は厚生年金特例法第

1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、同法に基づき記録訂正の対象とすることはできないことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年8月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、社会保険労務士と弁護士に記録回復に関して相談したところ、弁護士から従業員の記録訂正については、証拠が無くても本人なら原則認める救済方法があると教えられ、また、年金記録の訂正について、年金第三者委員会に対して、法の趣旨に照らして、良識ある判断を求める申立てをしたらとのアドバイスをもらったとしている。

再申立の争点は、「A社では名ばかり管理職であった。」ことについてであり、新たな資料及び情報は何も持っていないが、再度調査してほしいと申し立てている。

しかし、「A社では名ばかり管理職であった。」ことについて申立人は、新たな資料及び情報は何も持っておらず、再申立ての内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間については、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から6年10月1日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。申立期間は、厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級に基づく保険料を納付してきた。年金記録が改ざんされていると思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿謄本から、申立人は、当時の同社の代表取締役であることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る賃金台帳等の関係資料は既に無い旨供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、申立期間当時のA社の厚生年金保険被保険者7人のうち、二人と連絡が取れたが（給与事務担当者一人を含む。）、いずれも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除状況について具体的に記憶しておらず、資料も所持していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

さらに、申立人のA社に係るオンライン記録における申立期間の標準報酬月額の記録について、減額訂正処理等の不自然な訂正処理の形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立

人は、当時、A社の従業員全員の給与、厚生年金保険の保険料控除額等を自ら算定し、当該保険料を社会保険事務所（当時）に納付していた旨供述しており、また、上記の従業員二人及び同社から社会保険関係の届出事務等を受託していた社会保険労務士も、申立人と同様の供述をしていることから判断すると、申立人は、同社の代表取締役として厚生年金保険の事務に係る権限を有し、当該社会保険及び給与計算に係る事務に関与していなかったとは認められない。

これらのことから、申立人については、仮に、申立期間について、申立人の主張する厚生年金保険料が控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から41年3月31日まで

A社B作業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同作業所には、同社に勤めていた父の友人の紹介で入社し、厚生年金保険の保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社B作業所における当時の上司及び同僚の回答から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社同作業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社本社は、同社本社が保管する当時の名簿等によると、申立人が同社B作業所に在籍していたことを確認できないことから、申立人に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失等の届出を行っておらず、保険料の控除及び納付を行っていない旨回答している。

なお、A社本社は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかった同社B作業所で勤務していた従業員の厚生年金保険の取扱いについては、「本社（A社）において加入させていたのではないかと思われるが、詳細は不明である。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、上記上司及び同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できるが、申立人と同じ業務に従事していた同僚一人の加入記録は確認できず、また、加入記録が確認できる同僚一人は、正社員になるまでの期間は、厚生年金保険に加入できなかった旨回答していることから、同社B作業所は、当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

一方、申立期間当時、厚生年金保険事務を担当していた上記上司は、「申立人は、正社員ではなく、現場従業員だった。」と回答し、また、当時のA社B作業所における厚生年金保険の取扱いとして、正社員及び現場雇員の勤務形態に関係なく、入社と同時に厚

生年金保険に加入させていたと記憶している旨供述しているが、当該上司は、申立人及び申立人と同じ業務に従事していた同僚の厚生年金保険の資格取得及び同社同作業所における厚生年金保険の事務手続について記憶しておらず、具体的な事実関係は不明と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16807 (事案 10992 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月28日から27年10月まで

大学在学中、A社に1年ほど勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が最初の1か月しか無いのは納得できない旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録の訂正は認められないとの通知があった。しかし、同社に勤務していたことは確かであり、納得できないため、新たな資料や情報は無いが、今回は申立期間を短縮して、再度申し立てるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月28日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、当該通知に納得できないとし、今回、再申立てを行っているが、申立期間における保険料控除を確認できる新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月から 47 年 12 月末まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 12 月末まで

A社及びB社（現在は、C社）D支店に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社では正社員の現場監督、B社では経営修業のため1年間の約束で配達業務や営業に従事したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A社は、昭和44年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときの被保険者は、同社に係る商業登記の記録で、昭和53年10月に代表取締役であったことが確認できる者及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった41年11月に事業主であった者の二人であるが、これらの者は、既に死亡しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた同僚は、A社に係る事業所別被保険者名簿に氏名は見当たらず、所在が不明であることから、この者からは、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることはできない。

申立期間②について、複数の同僚及び従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社を継承したC社は、当時の書類を保管しておらず、申立人の雇用形態や厚生年金保険の取扱いについて不明と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当時のB社D支店の事務担当者は、申立人が社会保険に加入していないことについて本社に確認したところ、申立人は家業を継ぐため1年くらいの契約で見習として勤務していたことから、社会保険に加入しなかったと聞いたとしている。

さらに、B社D支店長は、最初から1年の修業であれば、先代社長の性格からすると、保険に加入させなかったと思うとしている。

加えて、当時、B社に勤務し、後に同社の取締役となった者は、取引先の子息を一時的に預かるとすれば、親の会社の方で申立人は、社会保険に加入していたのではないかとしている。そこで、オンライン記録により、申立人の父が経営していたE社における申立人の厚生年金保険の記録を調査したが、当該期間の加入記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 12 月 1 日から 20 年 8 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職時期が記載されている申立人の歌集「B」を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子から提出された歌集の著者略年譜から、申立人がA社に昭和 20 年 8 月まで勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る適用事業所名簿及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 19 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人の子は、申立人の同僚一人を記憶しているところ、当該同僚はA社の事業主を覚えていたが、当該事業主は上記の被保険者名簿において加入記録が無く、オンライン記録においても氏名が確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿に記載のある 8 人（申立人を除く）を調査したところ、一人は死亡、6 人が住所不明であり、残る上記同僚は、昭和 19 年 6 月に自身が応召したときには申立人はA社で勤務していたものの、その後のことは分からないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月21日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書では9か月分の厚生年金保険料が控除されているのに、厚生年金保険の記録が8か月しか無い。同社には、平成7年2月まで在籍し、厚生年金保険料が控除されている給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間当時に取締役で、後に事業主となった者は、同社における給与からの厚生年金保険料の控除は当月控除であったとしているところ、申立人から提出のあった平成7年2月の給与明細書により、同年2月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録では、A社における申立人の離職日は平成7年2月20日と記録されている。

また、申立人は、平成7年2月21日以降の給与明細書を保有しておらず、申立人も申立期間は同社に勤務していなかったと供述している。

一方、厚生年金保険法第19条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法14条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人のA社における資格喪失日は、平成7年2月21日となることから、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16816 (事案 55 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 23 日から 33 年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録の訂正を認めることはできないとの通知を受けた。しかし、B県C区の経理士が当社の社会保険手続業務に関わっていたことは確かなので、結論には納得できない。新たな資料は無いが、再度調査して申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、経理事務所に依頼していた社会保険関係の事務に自ら関わっていたので厚生年金保険に未加入であるはずが無く、事業主である夫と同時に厚生年金保険に加入したとしているが、厚生年金手帳記号番号払出簿から、夫と申立人の手帳番号の払出日が異なること、さらに、申立人は申立期間に自分の健康保険証により医療機関に受診したと主張しているが、確認できる関連資料や周辺事情は見当たらないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 3 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社の社会保険手続業務に、B県C区の経理士(税理士)が関わっていたので、再度調査してほしいと再申立てを行っている。

しかし、当該税理士の事務所と思われる税理士事務所は判明したものの、当該税理士は既に死亡しており、また、当該税理士事務所は、「申立期間の資料は保管しておらず、A社の業務に関わっていたか不明である。」旨供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16817 (事案 8671 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 1 日から 28 年 4 月 20 日まで
A社B支社 (現在は、C社D支店) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録訂正を認めることはできないと通知があった。しかし、提出済みの職歴書や私からの個別具体的な離職時の状況説明から勤務していたことは確かであり、結論には納得できない。新たな資料は無いが、提出済みの資料等を再検討の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C社は当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態等について確認できないこと、同社健康保険組合及びユニオンショップである同社労働組合においても、申立期間当時の記録が確認できないこと、申立期間当時にA社B支社での勤務が確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険料の事業主による給与からの控除の状況について確認できないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は上記通知に納得できず、提出済みの職歴書等の資料や供述内容から勤務していたことは確かであると主張しているが、職歴書の記載内容や申立人の供述を裏付ける当時の従業員の供述及び関連資料は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月18日から22年12月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社で勤務していた証明として退職日に発行された感謝状を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった感謝状には、申立人が昭和21年11月18日にA社に入社した旨記載されていることが確認できる。

しかしながら、B社から提出のあった申立人の人事記録には、A社の入社日は昭和22年11月28日と記載され、雇用保険の加入記録と一致している上、同社は「人事記録に記載されている入社日が正しく、感謝状に記載された入社日は記入誤りで、昭和22年11月28日より前は、当社には勤務していないと考えられる。」旨回答している。

また、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和22年12月1日と記録されていることについて、B社は、「当時の厚生年金保険の加入の取扱いについては不明である。」旨回答しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を取得している従業員61人のうち、54人が1日付けで資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同日に被保険者資格を取得している者のうち、人事記録で入社日が確認できた者に前月中旬に入社している者がいることから、A社において、申立期間当時は原則1日付けで資格取得の手続がなされていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16819 (事案 3102 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月1日から57年5月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容が確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を認めることはできない旨の通知があった。しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たに見つかった給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に雇用保険の加入記録が無いこと、老齢年金を全額受給していること、申立人の銀行預金口座の給与振込額が前月までのおおむね4分の1の額になっていること等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は今回新たに申立期間の給与明細書が見つかったとして再申立てをしているが、申立人から提出された普通預金通帳の記録と照合したところ、各月の差引支給額は昭和58年の各月の給与振込額と一致し、いずれも申立期間の給与明細書ではないことが確認できる。

また、B社において、今回新たに見つかった申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格喪失届」及び「厚生年金保険被保険者資格取得届」の控えにより、申立人の同社における申立期間に係る資格喪失日は昭和56年9月1日、再取得日は57年5月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

以上のことから、申立人から提出された新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16820 (事案 238 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 35 年 6 月頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正を認めることはできない旨の通知があった。しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと、また、申立期間当時に同社に勤務していた従業員から供述が得られなかったこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 6 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は上記通知に納得できずA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確かであると主張しているが、これを確認できる新たな資料は無い。

また、今回新たに当時の上司に連絡が取れたため照会したところ、「申立人は、季節労働者として雇用されていたと思う。季節労働者は雇用保険には加入したが、厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月から同年10月1日まで
② 昭和20年10月1日から21年5月1日まで
③ 昭和21年5月1日から22年10月21日まで

A社(B社、C社に社名変更し、現在はD社)E出張所及びC社F支店G出張所に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出のあった申立人の人事記録により、申立人は申立期間のうち、昭和20年9月1日以降にA社に勤務していたことは確認できる。

また、申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年10月1日までの期間について、D社の担当者は「申立期間当時、E出張所はH支店傘下の店舗であったため、H支店を管轄していた本社が一括して社会保険関係の事務及び給与計算等を行っていたはずであり、保険料控除についても給与から控除していたはずである。」旨回答している。

しかし、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社E出張所の当時の所長、上司二人及び同僚3人の被保険者記録は確認できず、そのうち連絡の取れた二人からは保険料控除についての供述が得られないことから、同社E出張所の従業員の被保険者資格の得喪手続を同社H支店が一括して処理していたことを確認できない。

次に、申立期間③のうち、昭和21年10月1日から22年10月21日までの期間について、C社F支店は22年10月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていない。

また、上記D社の担当者は、「C社F支店は昭和21年10月1日にH支店から独立し

たので、同日付けで適用事業所となるのが妥当であるが、1年遅れの22年10月21日になっている理由等や適用事業所となる前の期間の厚生年金保険料の控除については資料も無く不明である。」と回答している。

さらに、D社から提出のあったC社F支店の昭和21年10月1日及び22年10月1日現在の社員名簿に記載のある従業員について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、当該期間に被保険者資格を取得している者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16842 (事案 3601 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から37年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨申し立てたが、記録の訂正を認めることはできないと通知を受けた。「前回の申立期間は絶対認められるはずだと信じていた。」のに認められなかったことが納得できず、新たな資料は特に無いが、再申立てをするので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は既に倒産しており、申立期間当時の従業員に係る資料は入手できず、厚生年金保険の手続を行っていた当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。また、同社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は見当たらず、社会保険事務所(当時)において申立人に係る記録が失われたとは考えられないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たにA社の従業員4人に照会したところ3人から回答があり、そのうち一人は、「申立人の勤務状況等は覚えていない。」と回答しているが、残りの二人は、「申立人は勤務していた。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記の従業員のうち一人は、「社会保険事務は事業主がしていた。」と回答しており、申立人も同様に「父が社会保険事務を担当していた。」と供述しているが、A社の事業主である申立人の父親は既に死亡しており、当時の保険料控除の状況は不明である。

このほか、申立期間について、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立事業所において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月から41年4月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に正社員として勤務し、電話交換業務に従事していた旨申し立てている。

しかしながら、A社の当時の代表者は、申立人が当時、同社において電話交換業務に従事していたことは認めているものの、同社の社員ではなく、同社の関連会社であるB社の社員として勤務していた旨供述しており、A社の当時の経理担当者も、申立人について同様の供述を行っている。

また、上記代表者は、申立人について、「当時、B社から給与が支給されていたので、厚生年金保険料についても、同社において控除・納付していたはずである。」旨供述しているところ、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年4月1日から、39年1月21日までの期間に同社において厚生年金保険に加入していたことが確認でき、かつ、申立人については、当該期間に係る厚生年金保険の脱退手当金が同年8月に支給決定されている記録が確認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚は、申立人と同様、「自分は当時、A社において電話交換業務に従事していた。」旨供述しているところ、オンライン記録等によると、当該同僚は、申立人と同様、当時はB社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、A社における厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立事業所における申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立事業所において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年8月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、前後の期間の記録より低くなっている。

申立期間当時、自分は研究員であり、前後の期間と比較して勤務形態、業務内容及び住所に変更は無く、欠勤も無かった。また、給与は基本給のみで残業手当等は無かったと記憶しているので、申立期間に係る標準報酬月額の減額はおかしい。このため、調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社では、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料を保存していない旨回答しており、また、申立人に係る報酬月額の届出に関する資料も保存しておらず、当時の届出状況についても不明である旨回答しているため、これらについて確認することができない。

なお、A社の人事担当者は、当時の申立人に係る報酬月額の届出について、「厚生年金保険の記録どおりの届出を行った可能性がある。」旨供述している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人と同様、昭和33年10月の定時決定により厚生年金保険の標準報酬月額が1万8,000円から1万6,000円へと減額され、かつ、34年8月の随時改定により1万8,000円へと増額されている従業員が一人確認できる。

さらに、上記被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる10人の従業員のうち、連絡の取れた5人は、いずれも当時の給与明細書等を保管していない旨供述しているため、当時のA社B工場における厚生年金保険料の控除に係る取扱いや、当該控除の状況等について確認することが

できない。

加えて、上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないと供述しているため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から同年11月8日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、5か月間の空白となっている。被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も同法人に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A法人B事業所及び同法人本部に係る事業所別被保険者名簿並びにオンライン記録では、申立人は、昭和41年6月1日に同法人B事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから、同年11月8日に同法人本部において資格を取得するまでの申立期間について、被保険者記録が無いが、同法人における当時の申立人の同僚による供述から判断すると、申立人が申立期間に同法人に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A法人が保管する当時の職員等に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間に係る申立人の同法人本部における被保険者資格取得日は昭和41年11月8日であることが確認でき、これは、同法人本部に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また、A法人では、上記被保険者名簿のほかに関連資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない旨回答している。

さらに、上記同僚は、申立期間当時の状況として、A法人本部と同法人B事業所との間のトラブルにより、同法人本部から同法人B事業所に出向していた5名のうち、1名

は除名、他の1名は退職となり、申立人及び自身を含む残りの3名は同法人B事業所から引き揚げた旨供述している。

そこで、上記3名のうち、申立人を除く2名（上記同僚を含む。）について、A法人B事業所に係る事業所別被保険者名簿における資格喪失時から、同法人本部に係る事業所別被保険者名簿における資格取得時までの期間を見ると、3か月又は6か月となっていることが確認できる。

これらのことから、A法人では、申立期間当時、同法人B事業所から同法人本部に異動した者について、同法人本部において、必ずしも異動と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

加えて、上記2名のうち、上記同僚は、A法人B事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから同法人本部において資格を取得するまでの期間に係る給与明細書等を保管していない旨供述している。また、残りの1名は既に死亡しているため供述が得られず、これら2名から申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から50年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「社員手帳（貸与品）」（A社が作成）及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、同社は、申立期間のうち、昭和44年12月31日から46年6月4日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本では、同社は平成元年12月*日に解散しており、また、同社の当時の代表者その他の役員（社会保険事務担当者を含む。）は、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時（ただし、このうち同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない昭和44年12月31日から46年6月4日までの期間を除く。）に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、社会保険事務の補助にも従事していた旨供述している従業員は、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて、「厚生年金保険に加入するか否かを従業員が自分で選択できた。」旨供述している。また、当該社会保険事務補助担当者とは別に、連絡の取れた当時の従業員は、「自分が入社した際、厚生年金保険に加入するか否かの希望を聞かれた。」旨供述している。

加えて、申立人は、オンライン記録により、申立期間に該当する昭和44年10月から50年5月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和50年6月1日）は、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 29 日から同年 9 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 13 年 11 月に入社し、17 年 11 月に退社するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、同社の派遣社員として、派遣先の店舗において鮮魚調理の仕事に従事していた旨申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は平成 16 年 5 月 28 日、被保険者資格の再取得日は同年 9 月 1 日であることが確認でき、これは厚生年金保険の記録と符合している上、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

また、A社が加入していた健康保険組合から提出のあった申立人に係る「健康保険資格喪失証明書」によると、申立人は、平成 16 年 5 月 29 日に健康保険の被保険者資格を喪失し、同年 9 月 1 日に同資格を再取得しており、これは厚生年金保険の記録と一致している上、申立期間において、申立人の健康保険の加入記録は無い。

さらに、オンライン記録では、A社は平成 18 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社に係る閉鎖登記簿謄本により、同社は同年 3 月 * 日にB社と合併し解散していることが確認できるところ、同社では、合併前にA社を退職した従業員に係る資料を保存していない旨回答しているため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間当時に居住していた市から提出のあった申立人に係る「平成 16 年分給与支払報告書」について、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額

の記録等を基に算定したところ、当該給与支払報告書に記載されている「社会保険料等の金額」は、申立人に係る平成 16 年の 8 か月分（オンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同年 1 月から同年 4 月までの期間及び同年 9 月から同年 12 月までの期間）の雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の合計額とほぼ一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。これは、同社の当時の担当者が、資格喪失日を退職日の翌日としなければならないところを、退職日当日としてしまったために起こったミスである。同社に平成 3 年 3 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る閉鎖登記簿謄本及び同社における当時の状況についての申立人による具体的な供述から判断すると、申立人は、代表取締役として、申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、オンライン記録上のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日である平成 3 年 3 月 31 日以降も、代表取締役として引き続き同社の代表者印を自ら管理しており、また、社会保険関係の届出、保険料納付等についても、自ら確認していた旨供述している。

また、申立人は、申立期間当時、A社は経営状況が厳しく、平成 3 年 4 月以降は同社から報酬を得ておらず、自身に係る同年 3 月の厚生年金保険料も控除していないと思う旨供述している。

さらに、オンライン記録では、申立人について、A社における厚生年金保険の被保険者資格を平成 3 年 3 月 31 日に喪失した旨の記録処理が、同年 5 月 21 日付けで行われていることは確認できるものの、取消し、訂正等の記録は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年1月31日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額と相違している。総務担当役員として、社会保険事務所（当時）の指示どおりに手続きただけで、指示が不適切であったのだから、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から5年6月までは41万円、同年7月から同年12月までは47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年1月31日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本及び本人の供述により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の当時の状況について、代表取締役は体調が悪くほとんど休んでいる状態だったので、事務的なことは自分が全て代行していた旨供述しているほか、同社において標準報酬月額が引き下げられているもう一人の同僚は、申立人は総務担当の役員で、社会保険の手続きを行っており、標準報酬月額を引き下げることは、事前に申立人から聞いていた旨回答している。

さらに、申立人は、当時、滞納していた保険料の清算について社会保険事務所に相談したところ、自分と同僚1名の標準報酬を遡って下げるように言われた旨回答しており、さらに、手続きをしないと他の従業員の年金が支払われなくなると言われ、やむを得ず代表者印を押した旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の総務担当取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に職務上関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に

おける厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から7年4月1日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額と比較して低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年6月から5年6月までは53万円、同年7月から6年3月までは50万円と記録されていたところ、同年4月15日付けで9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成7年1月頃からA社の経営が厳しくなり、厚生年金保険料の滞納が始まり、社会保険事務所(当時)から呼出しを受け、同年2月頃相談をし、同年4月から自身の標準報酬月額を引き下げる届出を行った旨供述している。

一方、オンライン記録により、A社は口座振替による社会保険料の納付の手続をしていたことが確認できるところ、取引金融機関から提出された申立期間に係る同社の預金取引経緯書において、平成5年4月以降(7年5月を除く)社会保険料の口座振替の記載が確認できないことから、申立人の供述より以前から同社では社会保険料の滞納があったことを確認することができる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社代表取締役として社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16853 (事案 688 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 16 日から同年 6 月 15 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 44 年 9 月 1 日から勤務していたので、申立期間①についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社に勤務した期間のうち申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を認めることができないと通知を受けた。そのため、今回新たな資料として当時の大家の連絡先及び前回未回答であった第三者委員会からの調査に対する回答書を提出するので、再調査して申立期間②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、商業登記簿謄本によると、昭和 45 年 7 月 16 日に設立、申立人も設立登記時に取締役として登記されていることが確認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、事業主とも連絡が取れないことから供述が得られず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 2 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所とはなっていないことが確認できる上、元事業主が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 2 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について、申立人に繰り返し照会したものの、それに対する申立人からの回答が無く、当該期間当時の当該状況等を確認することができなかつたこと、また、A社に係る雇用保険の加入記録も確認できないこと、同社に係る被保険者名簿から、当該期間当時に、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認をしたものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認することができないこと等から、当該期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな情報として、申立期間②当時のA社の大家の連絡先及び前回未回答であった第三者委員会からの調査に対する回答書を提出するので再調査してほしいと再申立てを行っている。

しかしながら、当該大家は平成15年に死亡しているため供述が得られない上、提出された回答書からは、申立期間②の勤務実態及び保険料控除について確認できない。このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 52 年 2 月頃まで
② 昭和 54 年 4 月 10 日から 63 年 6 月 1 日まで

年金受給の手続の際に、A社及びB社（現在は、C社）の申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった労働者一覧表から、申立人が申立期間①を含む期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間①当時の賃金台帳等は残っておらず、厚生年金保険料の控除等を確認することはできないが、労働者一覧表で記録の無い方はアルバイトの可能性もある。」と供述している。

また、労働者一覧表に記載されている 22 人のうち、厚生年金保険の加入記録の無い者が申立人を含み 10 人確認でき、そのうち 4 人は申立人と同様に雇用保険にのみ加入しており、同社は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

申立期間②について、B社の複数の従業員の供述から、申立人は、申立期間②に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社の後継会社であるC社は、「申立期間②当時の人事記録等は引き継いでいない。」としていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認することはできない。

また、申立期間当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している同僚は複数名確認できたものの、申立人について「会社がなぜ厚生年金保険に加入させないのか疑問に思っていた。」と供述する従業員もいるなど、厚生年金保険の控除に関する供述は得られなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和 54 年 5 月 7 日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる上、B社が加入しているD厚生年金基金は、申立人の記録について、52 年 4 月 12 日に新規取得、54 年 4 月 10 日に自己都合（喪失）、63 年 6 月 1 日に再加入としており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16856 (事案 1056 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 11 日から 48 年 7 月 2 日まで
昭和 47 年 10 月から 48 年 7 月までの厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所(当時)で照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。A社に 45 年 9 月 1 日から 52 年 8 月 25 日まで継続して勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、同社が加入するB健康保険組合の申立人に係る加入記録とオンライン記録は一致しているなどの理由から認められなかった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業所が、当時の売場販売員は準社員の扱いであったとしており、売場販売員であった同僚の一人は、「当時同社では厚生年金保険に加入を希望する者のみ加入の手続が行われたが、自身は加入を希望しない期間があった。」と供述しており、当該同僚のオンライン記録にも被保険者とはなっていない期間が確認できる。さらに、事業所が加入するB健康保険組合の加入記録と社会保険事務所の記録は一致していることに加え、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等が見当たらないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は前回の審議に納得できないとして、新たな資料の提出は無いものの、再度調査してほしいと主張している。

しかしながら、当該事業所では、「従業員の給与計算と社会保険事務は、C本社の同じ部署で行っていたので、資格を喪失させた従業員の給与から保険料を控除することは

考えられない。」と回答している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月27日から8年7月31日まで
厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A院において勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、A院がB社C支店に医療食品業務を委託する前に、パートとして直接雇用されていた期間であるが、拒否したにもかかわらず、病院側が厚生年金保険に加入させた記憶があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与振込が確認できる預金通帳により、申立人が申立期間の一部において、A院において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A院は、「経営陣が総入れ替えとなっており、当時の資料も保管していないことから、状況について不明である。」旨回答しており、当時の事業主も、「当時の資料は無く、申立人を記憶していない。」旨回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認ができない。

また、申立人は、A院にパートとして勤務していたとしているところ、申立人の記憶する同僚3名は、A院における厚生年金保険の加入記録が無く、うち1名は、「申立人と同時期に採用されたが、一日の労働時間が8時間より短いパート勤務であり、A院では厚生年金保険に加入していない。B社に業務委託された平成8年8月から厚生年金保険に加入した。」旨回答している。

さらに、オンライン記録から、申立期間にA院の厚生年金保険被保険者となっており、平成8年8月1日に資格を喪失したことが確認できる従業員6名に申立人の勤務実態等を確認したところ、うち1名は、「申立人はパートであり、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨回答していることから、申立期間当時、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、A院のオンライン記録において、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人は申立期間の一部において、夫の勤務先で加入している健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案16858 (事案7131の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年1月4日から同年11月20日まで
② 昭和34年3月29日から同年4月4日まで
③ 昭和34年12月1日から35年4月1日まで

A営林局の各事業所に勤めていたが、厚生年金保険の記録が無い期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたところ、各申立期間には当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったなどの理由により、記録を訂正できないとの通知があった。

しかし、新たに証言してくれる同僚が見つかり、また申立期間当時の同僚と一緒に写っている新たな写真を提示するので、再度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までに係る申立てについて、A営林局の各事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、各申立期間の前後の事業所で厚生年金保険の被保険者となっている従業員全員が当該期間については、被保険者となっていないこと、各申立期間における申立人の勤務実態が確認できないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たに証言してくれる同僚や関係者が見つかったこと、及び申立期間①及び③当時撮影した写真と一緒に写っている同僚の厚生年金保険加入記録の状況も再確認してほしいと主張している。

しかしながら、上記の同僚や関係者に照会したところ、回答が得られた3名とも、申立人を覚えていたが、各申立期間に勤務していたことや保険料控除について確認できる供述は得られなかった。

また、申立人から提示された申立期間①及び③当時に撮影したとする写真に写っている者で申立人から申告があった名前の同僚について、厚生年金保険の加入記録を調査し

たが、いずれも加入期間が申立人と同じか短い期間であり、また加入記録の無い同僚も見受けられる。

さらに、申立期間③の一部を含む昭和32年8月1日から35年3月20日までが適用期間となっているA営林局B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当たらないほか、整理番号に欠番は無かった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月12日から43年1月23日まで
② 昭和45年10月1日から46年2月21日まで

平成11年10月頃、A社会保険事務所（当時）において自身の年金記録を確認した際、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿（事業所台帳）には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が日付け入りで記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年5月25日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金については、当時の脱退手当金支給計算書、脱退手当金裁定請求書等の関係書類が保管されているところ、当該関係書類には、当時の申立人の住所地を管轄する郵便局に支払が行われた旨の記載等が確認できる上、それらの記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月から 35 年 3 月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社B出張所から派遣されてC社D工場で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和 32 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち、30 年 10 月から 32 年 4 月 30 日までは適用事業所となっていない。

また、A社B出張所の申立期間当時の経理担当者は、昭和 33 年頃は、従業員の多くが臨時工であり、臨時工は厚生年金保険には加入していなかったと思うと供述している。

さらに、上記同僚は、申立人と同様に、A社B出張所から派遣されてC社D工場で臨時工として勤務していたときは、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと供述している。

なお、A社は、保存されている社会保険台帳には、申立人の名前は確認できないとしており、申立人の勤務状況及び保険料の控除については不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、年金給付額に反映される標準賞与額として、記録を訂正することを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月
② 平成7年12月
③ 平成8年7月
④ 平成8年12月
⑤ 平成9年7月
⑥ 平成9年12月
⑦ 平成10年7月
⑧ 平成10年12月
⑨ 平成11年7月

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑨までの賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金給付額に反映される記録となっていないので、年金給付額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑨において、申立人から提出された賞与明細から厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できるが、標準賞与額を算定の上、年金給与額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成15年4月1日からであり、7年4月1日から15年3月31日までは、年金給付額に反映されない特別保険料として賞与から厚生年金保険料が控除されていた時期である。

したがって、申立期間①から⑨について、年金給付額に反映される標準賞与額として、記録を訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月頃から 52 年夏頃まで
A社B支社に保険外交員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社B支社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の夫は、申立期間において、妻を勤務先事業所の健康保険の被扶養者としていたはずであると供述しており、申立人も夫の被扶養者になっていたかもしれないと供述しているところ、A社は、保険外交員について、原則として、入社後の研修期間が終了した後に厚生年金保険に加入させていたが、被扶養配偶者については加入させていなかったとしている。

また、A社は、申立期間当時の資料は保存されていないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年5月1日から5年10月1日までの期間及び16年1月1日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成5年10月1日から16年1月1日までの期間及び同年2月1日から17年5月20日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から17年5月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、一連の処理に心当たりが無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年5月1日から5年10月1日までの期間については、申立人は、A社の代表者として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、平成5年4月14日付けで、4年5月1日に遡って53万円が15万円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「標準報酬月額が減額訂正処理された平成5年4月14日時点では、商業登記簿上、A社の代表取締役ではなかったが、実質的な代表取締役として経営全般の実務を担当していた。」旨供述している上、同社の元取締役も「申立人は、代表取締役に就任する5年4月15日前から当社の実質的な代表取締役として全ての権限を有していた。」旨供述していることから、当該訂正処理日には同社の代表取締役であったことが認められる。

さらに、申立人は、「平成4年から6年にかけて受注が減少して経営状況が厳しく、

標準報酬月額を減額せざるを得ない状況であった。」旨供述している上、A社の元取締役も「4年から5年にかけて、同社の経営状況は厳しく、厚生年金保険の担当者は、代表者である申立人であった。」旨供述していることから、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の平成4年5月1日から5年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成16年1月1日から同年2月1日までの期間については、申立人から提出のあった給与台帳から、報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う当該期間の標準報酬月額については、いずれもオンライン記録よりも高額であることが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額が遡及訂正処理されるなどの不自然な点は認められない上、申立人は、「A社の代表者として経営全般に関して権限を有しており、平成12年から17年までの期間について社会保険料の滞納があり、社会保険事務所と度々相談をし、15年7月以降の標準報酬月額の9万8,000円の届出について記憶がある。」旨供述しており、同社の商業登記簿謄本によると、申立人が12年5月20日以降において代表取締役であったことが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

申立期間のうち、平成5年10月1日から16年1月1日までの期間及び同年2月1日から17年5月20日までの期間については、申立人は、「当該期間当時の標準報酬月額について確認できる関係資料を保有していない。」旨供述していることから、A社における当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A社の複数の元従業員に照会したが、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができなかった。

また、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額が遡及訂正処理されるなどの不自然な点は認められない上、A社の複数の元従業員の標準報酬月額を確認したが、当該元従業員の標準報酬月額が申立人と同額以下であるなど、申立人の標準報酬月額のみが低額であったという事情は見当たらない。

さらに、当該期間は給与台帳の提出は無く、申立人から提出のあった特別区民税・都民税特別徴収税額の通知書の社会保険料額とオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額が一致していることが確認できる。

このほか、平成5年10月1日から16年1月1日までの期間及び同年2月1日から17年5月20日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成5年10月1日から16年1月1日までの期間及び同年2月1日から17年5月20日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 56 年 9 月 1 日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員による「当時、私は、申立人と一緒に勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡しており、また、社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当社においては、以前から、入社後に試用期間があり、その期間は厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述している上、当該従業員は、入社後、3か月から約4年後に厚生年金保険に加入していることが確認できるなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月18日から37年2月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和31年11月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「申立期間当時、申立人は班長であり、同僚として一緒に勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡しており、また、当時の社会保険担当者からは回答を得られないことから、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立期間当時、申立人は班長であり、全ての班長は社員から請負人に身分が切り替えられ、請負人は厚生年金保険には加入できない取扱いであった。」、「私は、申立人と同様に班長であり、その後、請負人から社員に戻り、その際、厚生年金保険の被保険者資格を再取得した。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

なお、上記被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている元従業員は、申立人を含め4人であり、このうち二人は、上記従業員照会の結果、班長であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年から27年5月30日まで

A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場において、申立人を記憶している元従業員がいないことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、「旧制女学校を卒業した昭和25年からA社B工場に勤務していた。」旨申し立てしているところ、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は、23年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、25年3月1日に適用事業所でなくなっており、その後、27年8月1日に再度適用事業所となっていることから、申立期間の大部分の期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社B工場の当時の代表者は既に死亡しており、また、厚生年金保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、上記被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない上、当該被保険者名簿において、申立人が記憶する元同僚の氏名を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 12 月 16 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 12 月 15 日まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていなかったが、現在は、時効消滅後であっても、納付すべきであった保険料を納付することができることとなっており、申立期間の保険料を自身で納付するつもりなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「A社においては、アルバイトとして勤務し、申立期間中、厚生年金保険には加入しておらず、保険料が給与から控除されていなかった。」旨供述しているところ、同社の代表者は、「申立人はアルバイトであり、当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかった。」旨供述している。

そこで、オンライン記録から、A社の複数の従業員に照会したが、「申立人は、申立期間中、アルバイトであり、アルバイトは厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人から提出のあったA社に係る平成 13 年 10 月分及び同年 12 月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に厚生年金保険の加入記録のある複数の従業員の申立人に関する具体的な供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和55年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同社の代表者が既に死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、経理及び社会保険事務を担当していた従業員は、申立人のA社における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について不明の旨供述している。

さらに、同僚の一人は、「申立人は正社員ではなかったのではないか。」と供述している。

加えて、A社における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間における健康保険被保険者証の整理番号は連続しており欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 10 月 25 日から 17 年 5 月 23 日まで

昭和 16 年 9 月 20 日に A 協会管理の B 講習所を卒業し、無線通信士として C 社に入社した後、同社命により同年 10 月 25 日に D 島において無線電信局長として E 丸に乗船し、同じく社命により 17 年 5 月 23 日 F 島において下船し、同年 6 月 10 日、G 島において H 丸に転船し無線電信局長として乗船した。しかし、この E 丸に乗船している間の船員保険被保険者記録が無い。

この後も船舶運営会管理下の C 社所有船舶と船舶運営会管理下の I 社所有船舶において転船しつつ乗船していることが船員保険の被保険者記録で確認できることから、昭和 16 年 10 月 25 日に E 丸に乗船し、17 年 5 月 23 日に下船した期間も船員保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 10 月 25 日付けで本人自筆と見られる押印付き「履歴書」において、入社までの経歴を詳細に記述しているところ、申立人が 16 年 9 月 20 日に A 協会管理の B 講習所を卒業し、無線通信士として C 社に入社したことは、同講習所から移管された J 大学の同窓会から提出された卒業記録及び同窓会名簿に記載された就職先名から確認できる。

また、上記「履歴書」において、C 社に入社した後の、同社命による乗船記録を詳細に記述しているところ、船員保険被保険者台帳及び船舶別船員保険被保険者名簿における被保険者記録から、申立期間を除いては、船舶運営会管理下の C 社及び船舶運営会管理下の I 社の所有船舶に乗船していることが確認できるとともに、「履歴書」に記載された乗船記録と当該被保険者記録が全て符合していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の「履歴書」の社命によるD島でのE丸乗船の記載及び船舶別船員保険被保険者記録と符合する同履歴書におけるH丸の乗船記録から、申立人の申立期間におけるE丸乗船の主張に信ぴょう性が認められ、かつ、同履歴書からC社に入社した後に、同社に在籍したまま社命により同社及びI社の所有船舶に乗船していたことが認められる。

一方、C社は、申立期間当時の人事資料等が残されておらず、申立人の勤務実態や船員保険の取扱いは「不明」と回答している上、同社は、「E丸」について自社の持ち船では無い旨回答している。

そこで、社会保険庁年金保険部業務第二課（当時）作成の「戦時加算該当船舶名簿」において船舶名が「E丸」の記録を確認したところ、複数の「E丸」が記載されており、そのうちの1船舶がI社に所属し、昭和16年12月8日から21年3月31日まで加算区域航行期間と記録されている。また、申立人の乗船記録からも、C社及びI社の所有船舶に乗船していることが確認できることから、申立人が申立てをしている「E丸」は、I社所有の船舶であったと考えられる。

しかしながら、C社は、上述のとおり申立期間当時の人事資料等は無く、「E丸」は自社の持ち船では無いとしているため、申立人の勤務実態や船員保険の取扱いについて確認することができない。

また、「E丸」の船舶所有者と考えられるI社は、同社の設立認可申請に関する資料によると、K社の子会社となっていたことが確認できる。そこで、K社に照会し回答を得たものの、当時の資料は既に保管しておらず、不明の旨回答しており、I社に関する申立期間における事業実態について確認することができない。

さらに、I社は、戦時中のM諸島に関する資料によると、L社の傍系会社であったものの、L社は、戦後にGHQにより閉鎖機関に指定され解散したと記録されており、I社に関する申立期間における事業実態について確認することができない。

加えて、申立人は、上司及び同僚等は記憶しておらず、I社所有E丸に係る船員保険被保険者名簿からは、「船長」以外は、生年月日、職務、報酬月額、等級及び取得日の記載が無く、氏名のみからでは特定することができず、船長も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務の状況及び船員保険料の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 1 日から平成 4 年 7 月 1 日まで
A 店（屋号。商業登記簿謄本では、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、B 社に関与していた税理士の供述及び申立人の勤務に関する具体的な供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A 店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 店は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。なお、B 社についても、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B 社の現在の代表者に照会したが、回答は無く、元代表者は既に死亡しているため、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げた複数の親族に照会したところ、回答のあった 5 人のうち二人は、A 店に勤務した期間において自身は厚生年金保険に加入していない、他の二人は、同店に勤務していない、残りの一人は、同店における厚生年金保険については分からない旨供述している。

加えて、前述の税理士は、B 社に関与するとき、関与する以前の帳簿を見たが、厚生年金保険料が計上された形跡が無かった旨供述している。

なお、申立人は、申立期間について国民年金の保険料を納付していた旨供述しているほか、A 店において勤務したと供述した上記同僚二人は、オンライン記録によると、勤

務期間についての国民年金の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年5月1日まで
② 昭和23年9月頃から23年10月頃まで
③ 昭和23年10月頃から24年4月頃まで

A社B工場に勤務した期間のうちの申立期間①、C社に勤務した申立期間②及びD社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。また、A社B工場は、昭和23年9月頃退職しており、被保険者記録照会回答票にE社の記録があるが、同社には勤務していない。社会保険事務所（当時）の記録が間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B工場は、昭和25年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、同社の後継会社と考えられるF社は、A社B工場に関する資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している。

また、申立人は、申立人の父がA社B工場に昭和19年に入社したと供述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の父の被保険者資格取得日は、21年2月1日と記録されている。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている複数の従業員に照会を行ったが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては不明であるほか、申立人が氏名を挙げた友人（A社B工場前の森林組合に勤務）も、申立人が同社に勤務していたことは覚えているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入については分からない旨供述している。

加えて、上記被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和22年5月1日）は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致してい

る。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、C社に係る適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和21年10月1日に適用事業所となり、22年1月21日付けでE社に事業所名称を変更、58年3月1日に適用事業所ではなくなっている。

また、当時の事業主は既に死亡している上、E社の後継会社と考えられるG社（平成15年1月*日閉鎖）の元代表取締役は、申立期間②当時の資料は現存せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している。

さらに、申立人は、申立期間②に係る同僚一人の氏名を記憶しており、当該同僚の連絡先は不明であるものの、C社（E社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該同僚の被保険者期間（昭和21年10月1日から22年1月30日まで）は、申立人に係る被保険者期間と一致しており、当該被保険者期間に係る記録は、申立期間②より前の申立期間①の一部期間として記録されていることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿に記載されている複数の従業員に照会を行ったが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては不明と供述しており、これらの事実について確認することができない。

その上、上記被保険者名簿における申立人の被保険者期間（昭和21年10月1日から22年1月30日まで）は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録とも一致しており、当該名簿及び当該台帳には、いずれも申立期間②に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

なお、申立期間②は、A社B工場における被保険者期間（昭和22年5月1日から24年4月10日までの期間）に含まれていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係るC社の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がC社の厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人が勤務していたとするD社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳にも申立期間③に係る記録は確認できない上、当該期間は、A社B工場における被保険者期間（昭和22年5月1日から24年4月10日までの期間）に含まれていることが確認できる。

さらに、D社製作所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、D社の代

表者を特定することができない上、申立人は、同社における上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人は、D社の事業主は県会議員だった旨供述しているが、昭和12年から30年頃までの期間にかかる当該議員名簿には、当該事業主の姓は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③に係るD社の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がD社の厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立人が勤務していないと主張するE社について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和22年1月21日に、事業所名がC社からE社に変更となった旨記載されている。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和21年10月7日）は、上記被保険者名簿の被保険者資格取得日（同年10月1日）とおおむね一致していることから、これらの資格取得年月日の前後に申立人に係る当該記号番号が払い出されたものと考えられる。

なお、C社において払い出された上記記号番号は、申立人のA社B工場に係る資格取得時（昭和22年5月1日）における当該記号番号と同一であることが確認できる。

次に、申立人は、A社B工場を昭和23年9月頃退職したと供述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同年12月に申立人の標準報酬月額が変更となった旨の記録が確認できる。

さらに、上記2社に係るそれぞれの名簿に記録されている申立人のそれぞれの被保険者期間は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録といずれも一致しており、これらの申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は有効なものと認められる。

なお、申立人は、本件申立て（申立期間①、②及び③）について、社会保険事務所における記録ミス等の不備を主張しているが、これまでに収集した当時の関連資料等を調査する限りにおいて、いくつかの誤記入等は確認できるものの記載内容が不自然であるとまでは言えず、申立人が主張する記録ミス等の事実は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月頃から 35 年 3 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間もA社に事務員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、A社において、勤務期間は特定できないものの、昭和 35 年 3 月以前から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時、社会保険の手続をしていた事業主は既に死亡していることから、同事業所における申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険被保険者期間があり、かつ、所在が判明した従業員に照会し回答を得たが、申立人を覚えているものの、申立人の具体的な勤務期間までは不明の旨供述している。

さらに、申立期間当時、A社において勤務していた事業主の妻は、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、従業員は、社員によっては厚生年金保険に加入している人と加入していない人がいた旨供述している。

加えて、厚生年金保険記号番号払出簿によると、昭和 35 年 4 月 20 日に申立人を含む 3 人の厚生年金保険記号番号が払い出されていることが確認できるほか、同払出簿では、いずれの者も資格取得年月日が同年 3 月 1 日と記載されており、事業所別被保険者名簿の記録と一致していることから、事業主は、当該被保険者資格取得に係る記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月10日から同年7月20日まで
② 昭和32年4月1日から同年8月1日まで
③ 昭和33年12月8日から34年3月1日まで
④ 昭和33年12月8日から35年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間も被保険者期間と認めてほしい。また、昇給は昭和32年4月からだと思うので、申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

B社に勤務した期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間も被保険者期間と認めてほしい。また、2万円以上の給料が同社入社のおかげだったので、申立期間④の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等については不明である旨回答しているほか、申立期間①当時の複数の従業員の供述からも、申立人の当該期間の勤務の実態を確認することができない。

また、申立期間①の頃の複数の従業員の供述又は雇用保険の加入記録から、A社では、入社から厚生年金保険の加入まで、数週間から1年程度の期間があったものと推認され、必ずしも全ての従業員を、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人のA社での厚生年金保険記号番号は、厚生年金保険記号番号払出簿によると、同社での被保険者資格取得日（昭和31年7月20日）直後の同年8月14日に新規に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、第8級（1万円）から昭和32年8月に第10級（1万4,000円）に随時改定されていることが確認できるが、申立人は、昇給は同年4月だったと思う旨申し立てている。

しかしながら、標準報酬月額の随時改定は、連続した3か月間の報酬の総額を3で除して得た額が、その前の標準報酬月額と比べて、2等級以上の差が生じた場合に行われるので、昭和32年8月の随時改定はその前の同年5月から7月までの報酬の変動を基にしており、申立人の主張とほぼ符合する。

また、オンライン記録から、申立人と同じく昭和31年7月20日に被保険者資格を取得した二人の従業員も、申立人と同じく、同日の標準報酬月額の取得時決定の後、32年8月に随時改定、33年10月に定時決定されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人は昭和33年12月8日からB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等については不明である旨回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和33年8月1日に9人、同年9月1日に8人の後は、34年3月1日に、申立人を含む6人の被保険者資格の取得が確認でき、B社では、申立期間③当時、従業員をある程度の数をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人と同じく昭和34年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した5人のうち雇用保険の加入記録のある3人は、いずれも当該日より1か月から数か月前に雇用保険に加入しており、この中には、申立人が自身と1日違いで入社したという同僚も含まれている。

したがって、B社では、申立期間③当時、必ずしも全ての従業員を、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人は2万円以上の給料がB社への入社のおかげだった旨申し立てている。

しかしながら、当時の厚生年金保険法では、昭和35年5月1日までの申立期間④においては、厚生年金保険の標準報酬月額の高等級は第12級（1万8,000円）とされていたことから、当該期間について、標準報酬月額の記録訂正をすることはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月16日から38年12月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に入職した経緯及び勤務場所等を具体的に供述していることから判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本（会社成立日は昭和34年11月2日）によると、同社は、法人事業所であるものの、飲食業の業種であることが確認できる上、申立人は、同社においてウエイトレス又はレジ係として勤務した旨供述していることから、当時、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社における申立期間当時の代表取締役は既に死亡している上、申立人は当時の上司及び同僚を覚えておらず、これらの者から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、自身をA社に紹介した代議士の氏名を挙げたが既に死亡しており、この者から当時の同社及び申立人に関することについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から4年3月頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成元年3月1日から3年間ぐらい4トンユニック車の運転手として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間のうち平成3年9月26日以降の期間について、申立人は、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について「不明」と回答している。

また、A社より委託されていた申立期間当時の社会保険労務士は、当該事業所の「事業所台帳」から、申立人について、雇用保険の資格取得及び離職に係る届出を平成4年8月28日に同時に行った旨の記録はあるが、厚生年金保険の加入手続に関する記録は見当たらないとしており、また、運転手の場合、雇用保険の加入のみで、厚生年金保険には加入していなかった従業員が多数いた旨供述している。

さらに、申立期間当時の元経理担当者も、運転手として勤務する従業員の出入りは激しく、手取り額を増やしたいために厚生年金保険には加入していなかった者が多数いた旨供述している。

加えて、申立人が姓のみを記憶している上司一人及び同僚二人に照会を行い、そのうちの同僚一人から回答を得たが、申立人については覚えていなかった。また、当該同僚は、オンライン記録から入社2か月後に厚生年金保険の被保険者となったことが推認できるところ、自ら健康保険被保険者証の取得を会社に申し出た旨供述している。

そして、A社において、申立期間に被保険者資格を有する複数の従業員にも照会を行ったが、申立人の勤務状況等について確認することができなかった。

なお、上記オンライン記録の整理番号は連続しており欠番は無く、社会保険事務所（当時）における記録の不備等は認められない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。